

令和3年度 三木市人権尊重のまちづくり実施計画

目 次

1	共通課題	1
2	部落差別にかかわる人権	16
3	女性の人権	25
4	子どもの人権	32
5	高齢者の人権	44
6	障がい者の人権	54
7	外国人の人権	64
8	その他の人権課題	74

1 共通課題

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	人権尊重のまちづくり実施計画の策定	基本計画(第3次)に基づき、人権尊重のまちづくりに向けた取組をまとめ、新たな実施計画を策定し、人権課題ごとに施策を推進するとともに適切な進行管理を行う。	人権推進課

人権教育・啓発の推進

①学校等

基本計画における今後のあり方			
ア	就学前教育・保育及び学校教育では、すべての教育・保育活動を見通し、その連続・系統性に留意した全体計画及び年間指導計画を作成し、さらに幼児・児童生徒の発達段階やこれまでの学習内容を踏まえ、人権・同和教育を効果的に推進します。		

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	全領域における人権教育	各学校で、児童生徒の実態を踏まえ、人権教育推進計画を作成し、全教育活動の中で、計画的・組織的に人権教育を推進する。	学校教育課
■		全ての園所で「人権教育推進計画」を作成し、この計画にもとづき教育・保育を実施する。	教育・保育課
□	保・認・幼・小・中の連携	異年齢集団による学習活動や各中学校区における交流行事等を通して、幼児期から青年期までの一貫した教育を念頭に置いて学校園所間交流に取り組む。 また、各中学校区、小学校区において連絡会を適宜開催し、異校種間連携に取り組む。	学校教育課
□	指導形態・指導方法の創意工夫	タブレット、プリント作成ソフト、学習教材「みっきいステップ」の活用、学力向上推進委員会の開催、実践校の指定等確かな学力向上プロジェクトを推進し、個別最適化された学びにより、基礎学力の向上を図る。	学校教育課
□	初任者研修会	初任者を対象に市教委主催で3回の研修(服務・接遇、学習指導、生徒指導、小中一貫教育、人権教育、学級づくり等)を実施する。	学校教育課
□	校内研修会	各学校における、児童生徒の実態をもとに、教員の指導力向上、授業改善等にかかる研修を計画的に実施する。 また、必要に応じて、人権教育担当指導主事による指導助言を行う。	学校教育課
□	児童生徒支援教員研修会	小学校5校、中学校4校の9名の児童生徒支援教員を配置している。支援教員に対し、特別な学習指導や生徒指導を必要とする児童生徒への指導方法についての研修会を実施する。	学校教育課
■	同和教育伝承講座	差別を許さない児童生徒の育成に向けた教職員の指導力、実践力の向上を図るため、「同和教育伝承講座」を年間4回実施する。	学校教育課

基本計画における今後のあり方			
イ	すべての子どもたちが幸福な人生の創り手となっていけるよう、「生きて働く知識・技能」や「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力」などをあらゆる機会を捉えて育てていく教育を行います。		

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	中堅教員研修会	専門研修講座の中で、人権に関する研修を実施する。開催方法については、オンライン等の手段も用いて研修機会の確保に努める。	教育センター
□	専門研修講座	専門研修講座の中で人権に関する研修を実施する。開催方法については、オンライン等の手段も用いて研修機会の確保に努める。	教育センター
■	全領域における人権教育	【再掲1ア】 全ての園所で「人権教育推進計画」を作成し、この計画にもとづき教育・保育を実施する。	教育・保育課

基本計画における今後のあり方

ウ	生命の尊厳や人権の普遍性についての基本的認識を培うとともに、さまざまな人権問題に対する理解と認識を深め、すべての人の人権が尊重される社会を築いていこうとする意欲や態度を育成する教育を推進します。
---	---

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	全領域における人権教育	【再掲1ア】 各学校で、児童生徒の実態を踏まえ、人権教育推進計画を作成し、全教育活動の中で、計画的・組織的に人権教育を推進する。	学校教育課
□	保・認・幼・小・中の連携	【再掲1ア】 異年齢集団による学習活動や各中学校区における交流行事等を通して、幼児期から青年期までの一貫した教育を念頭に置いて学校園所間交流に取り組む。 また、各中学校区、小学校区において連絡会を適宜開催し、異校種間連携に取り組む。	学校教育課
□	指導形態・指導方法の創意工夫	【再掲1ア】 タブレット、プリント作成ソフト、学習教材「みっきいステップ」の活用、学力向上推進委員会の開催、実践校の指定等確かな学力向上プロジェクトを推進し、個別最適化された学びにより、基礎学力の向上を図る。	学校教育課
□	初任者研修会	【再掲1ア】 初任者を対象に市教委主催で3回の研修(服務・接遇、学習指導、生徒指導、小中一貫教育、人権教育、学級づくり等)を実施する。	学校教育課
□	校内研修会	【再掲1ア】 各学校における、児童生徒の実態をもとに、教員の指導力向上、授業改善等にかかる研修を計画的に実施する。 また、必要に応じて、人権教育担当指導主事による指導助言を行う。	学校教育課
□	児童生徒支援教員研修会	【再掲1ア】 小学校5校、中学校4校の9名の児童生徒支援教員を配置している。支援教員に対し、特別な学習指導や生徒指導を必要とする児童生徒への指導方法についての研修会を実施する。	学校教育課
■	同和教育伝承講座	【再掲1ア】 差別を許さない児童生徒の育成に向けた教職員の指導力、実践力の向上を図るため、「同和教育伝承講座」を年間4回実施する。	学校教育課

②家庭

基本計画における今後のあり方			
エ	子どもたちに人権の基礎を培うためには、乳・幼児期の家庭のあり方が重要であることから、保護者が日常生活を通じて、命や人権の大切さを子どもに示せるよう、人権尊重を基盤とした子育てや家庭づくりについて子育てにかかわるすべての部署において啓発します。		
区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	住民学習会の充実	互いの人権を尊重し、助け合い、支え合い、共に生きるまちをめざし、各自治会で内容を検討し住民学習を実施する。開催時期及び方法について、様々な手法を取り入れ工夫した実施を働きかける。	人権推進課
□	人権ふれあい交流事業	様々な人権課題の理解と解決を図り、人権尊重のまちづくりを進めるため、「参画」「体験」「創造」「交流」をテーマに、より多くの市民が人権に主体的・積極的に関わっていただけるよう参加型イベント、ワークショップ形式や当事者、支援団体と共に交流する講座を開催する。また、若者や子ども、障がい者等の参加を促進するため、機会をとらえてバリアフリー映画会を開催する。	人権推進課 (三同教)
■	人権研修	公立・民間を問わず、幼稚園・認定こども園・保育所に人権推進担当を設置するとともに、市の人権教育指導専門員による人権研修や園内外で開催される人権研修に積極的に参加する。また、保育者に加え、保護者を対象とした人権研修を開催することにより、人権尊重を基盤とした子育てや家庭づくりの啓発に努める。	教育・保育課

③地域

基本計画における今後のあり方			
オ	住民学習、リーダー・指導者研修、団体別研修等、あらゆる人権教育の取組を充実させるとともに、若年層の参加促進と人権意識の高揚を図ります。		
区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	三木市人権・同和教育協議会企業部会研修会	企業人権研修会を年2回実施する。 CSR(企業の社会的責任)・公正採用・男女共同参画、同和問題・女性・高齢者・障がい者・外国人等の企業における最近の人権課題をテーマに選定し、研修形式を講義型に加えて、グループ討議型で実施する。	商工振興課
■	公民館等の生涯教育講座における人権学習 (乳幼児教育・家庭教育・女性セミナー、高齢者教室等)	各公民館での各種講座のカリキュラムに人権学習を取り入れ、より多くの人に学んでいただけるよう計画的に実施する。	生涯学習課
■	各地区人権・同和教育推進協議会(地推協)の活動支援 (リーダー・指導者研修、団体別研修、地区別研究大会の実施)	各地域において住民学習を円滑に進めるため、リーダー・指導者研修会を計画的に実施する。 生涯学習課は、公民館担当職員に対し、定例会議において、指導者を招き人権研修や住民学習会の学習方法など指導を受け、職員のスキルアップ、地推協のレベルアップを図れるよう指導する。	生涯学習課
□		人権推進課と生涯学習課・公民館が連携して、各地推協の事業を支援する。	人権推進課

■	公民館利用者研修	公民館利用者グループを対象とした研修会をあらゆる機会を活用して計画的に実施する。	生涯学習課
■	住民学習会の充実	【再掲1エ】 互いの人権を尊重し、助け合い、支え合い、共に生きるまちをめざし、各自治会で内容を検討し住民学習を実施する。開催時期及び方法について、様々な手法を取り入れ工夫した実施を働きかける。	人権推進課
□	社会教育関係団体の人権学習会の支援 (PTA、老人クラブ)	社会教育関係団体の人権学習実施のため、講師の紹介・人権啓発資料等の提供などの支援を行う。	人権推進課
□	人権教育指導員の設置	「人権教育指導員の設置に関する規則」に基づき、人権教育・啓発のリーダーとして人権教育指導員を設置し、活動の充実を図るため研修会を行う。	人権推進課
□	社会教育推進委員の設置	人権教育の啓発や学びの機会を発信し、地域内の人権意識の高揚と住民学習・社会教育のさらなる推進を図っていく。	人権推進課

人権行政・施策の推進

①学校等

基本計画における今後のあり方	
カ	これまでの人権教育の取組の成果や課題を十分に検証しながら、校区の実態、幼児・児童生徒の生活や人権意識、人権に関する問題など、園(所)・学校の人権に関わる教育課題を明らかにし、人権教育を教育目標に正しく位置づけて施策を推進します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	全領域における人権教育	【再掲1ア】 各学校で、児童生徒の実態を踏まえ、人権教育推進計画を作成し、全教育活動の中で、計画的・組織的に人権教育を推進する。	学校教育課
■		【再掲1ア】 全ての園所で「人権教育推進計画」を作成し、この計画にもとづき教育・保育を実施する。	教育・保育課
□	保・認・幼・小・中の連携	【再掲1ア】 異年齢集団による学習活動や各中学校区における交流行事等を通して、幼児期から青年期までの一貫した教育を念頭に置いて学校園所間交流に取り組む。 また、各中学校区、小学校区において連絡会を適宜開催し、異校種間連携に取り組む。	学校教育課
□	指導形態・指導方法の創意工夫	【再掲1ア】 タブレット、プリント作成ソフト、学習教材「みっきいステップ」の活用、学力向上推進委員会の開催、実践校の指定等確かな学力向上プロジェクトを推進し、個別最適化された学びにより、基礎学力の向上を図る。	学校教育課
□	初任者研修会	【再掲1ア】 初任者を対象に市教委主催で3回の研修(服務・接遇、学習指導、生徒指導、小中一貫教育、人権教育、学級づくり等)を実施する。	学校教育課
□	校内研修会	【再掲1ア】 各学校における、児童生徒の実態をもとに、教員の指導力向上、授業改善等にかかる研修を計画的に実施する。 また、必要に応じて、人権教育担当指導主事による指導助言を行う。	学校教育課
□	児童生徒支援教員研修会	【再掲1ア】 小学校5校、中学校4校の9名の児童生徒支援教員を配置している。支援教員に対し、特別な学習指導や生徒指導を必要とする児童生徒への指導方法についての研修会を実施する。	学校教育課

■	同和教育伝承講座	【再掲1ア】 差別を許さない児童生徒の育成に向けた教職員の指導力、実践力の向上を図るため、「同和教育伝承講座」を年間4回実施する。	学校教育課
---	----------	---	-------

基本計画における今後のあり方

キ	子どもたちの自己実現につながる学びの実現に向けて、個別指導を充実するとともに、子どもの能力や個性、興味や関心などに対応した授業の創造、授業改革に積極的に取り組みます。その際、幼児・児童生徒の実態や課題、とりわけ学力と生活習慣や自尊感情との相関関係など、その要因や背景を的確に捉えていきます。		
---	---	--	--

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	全領域における人権教育	【再掲1ア】 各学校で、児童生徒の実態を踏まえ、人権教育推進計画を作成し、全教育活動の中で、計画的・組織的に人権教育を推進する。	学校教育課
■		【再掲1ア】 全ての園所で「人権教育推進計画」を作成し、この計画にもとづき教育・保育を実施する。	教育・保育課
□	保・認・幼・小・中の連携	【再掲1ア】 異年齢集団による学習活動や各中学校区における交流行事等を通して、幼児期から青年期までの一貫した教育を念頭に置いて学校園所間交流に取り組む。 また、各中学校区、小学校区において連絡会を適宜開催し、異校種間連携に取り組む。	学校教育課
□	指導形態・指導方法の創意工夫	【再掲1ア】 タブレット、プリント作成ソフト、学習教材「みっきいステップ」の活用、学力向上推進委員会の開催、実践校の指定等確かな学力向上プロジェクトを推進し、個別最適化された学びにより、基礎学力の向上を図る。	学校教育課
□	初任者研修会	【再掲1ア】 初任者を対象に市教委主催で3回の研修(服務・接遇、学習指導、生徒指導、小中一貫教育、人権教育、学級づくり等)を実施する。	学校教育課
□	校内研修会	【再掲1ア】 各学校における、児童生徒の実態をもとに、教員の指導力向上、授業改善等にかかる研修を計画的に実施する。 また、必要に応じて、人権教育担当指導主事による指導助言を行う。	学校教育課
□	児童生徒支援教員研修会	【再掲1ア】 小学校5校、中学校4校の9名の児童生徒支援教員を配置している。支援教員に対し、特別な学習指導や生徒指導を必要とする児童生徒への指導方法についての研修会を実施する。	学校教育課
■	同和教育伝承講座	【再掲1ア】 差別を許さない児童生徒の育成に向けた教職員の指導力、実践力の向上を図るため、「同和教育伝承講座」を年間4回実施する。	学校教育課

基本計画における今後のあり方

ク	すべての子どもたちが、自らの存在や立場を自覚し、その能力や個性を伸ばしながら自己実現を図っていく力を育んでいく教育実践が適正に実現されるよう、保護者との結びつきや市内の園(所)・小・中・高等学校・特別支援学校間等の連携を強化します。		
---	--	--	--

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	小学校区内の連絡会(子ども園・保育所・幼稚園・アフタースクール・小学校)	在籍園児の就学先となる小学校へのスムーズな就学に向けて連絡会に参加し、連携を図る。 また、就学後のアフタースクールと小学校との連絡会も実施し、切れ目のない対応を継続する。	教育・保育課

基本計画における今後のあり方	
ケ	出身や性別、いじめ、不登校、不就学などさまざまな理由で教育を受ける機会を奪われることなく、すべての子どもたちの教育を受ける権利を保障し、学力向上や進路を保障し、自己実現を支援します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	奨学資金事業	経済的な事情により高等学校、大学等の学資の支弁が困難と認められる家庭の生徒、学生に対し、その学資の一部を給付型の奨学金により援助する。 新型コロナウイルス感染の影響による所得の減少を考慮し、今年度においても、給付時期を前倒しするとともに、一度に多くの資金を給付できるよう年4回から3回の分割給付とする。	教育総務課
□	全領域における人権教育	【再掲1ア】 各学校で、児童生徒の実態を踏まえ、人権教育推進計画を作成し、全教育活動の中で、計画的・組織的に人権教育を推進する。	学校教育課
□	保・認・幼・小・中の連携	【再掲1ア】 異年齢集団による学習活動や各中学校区における交流行事等を通して、幼児期から青年期までの一貫した教育を念頭に置いて学校園所間交流に取り組む。 また、各中学校区、小学校区において連絡会を適宜開催し、異校種間連携に取り組む。	学校教育課
□	基礎学力定着化事業	全児童生徒を対象に学力の実態を把握し、その結果を考察のうえ、改善方策を立て、基礎学力の定着を図る。	学校教育課

②家庭

基本計画における今後のあり方	
コ	家庭において、子どもの人権が損なわれることのないよう、また、子どもがあらゆる人権問題に関する関心や認識を高めるとともに、人権意識の高揚を図れるよう支援します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	人権研修	【再掲1エ】 公立・民間を問わず、幼稚園・認定こども園・保育所に人権推進担当を設置するとともに、市の人権教育指導専門員による人権研修や園内外で開催される人権研修に積極的に参加する。また、保育者に加え、保護者を対象とした人権研修を開催することにより、人権尊重を基盤とした子育てや家庭づくりの啓発に努める。	教育・保育課

③地域

基本計画における今後のあり方	
サ	近年、住民学習の参加者の固定化や減少傾向が見られるため、学習体制の見直しを図り、住民学習を充実させます。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	住民学習会の充実	【再掲1エ】 互いの人権を尊重し、助け合い、支え合い、共に生きるまちをめざし、各自治会で内容を検討し住民学習を実施する。開催時期及び方法について、様々な手法を取り入れ工夫した実施を働きかける。	人権推進課

基本計画における今後のあり方

シ 住民学習など地域での研修等において、参加体験型学習やフィールドワーク等に継続して取り組むとともに、取り上げるテーマや実施形態等の多様化を図ります。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	住民学習会の充実	【再掲1エ】 互いの人権を尊重し、助け合い、支え合い、共に生きるまちをめざし、各自治会で内容を検討し住民学習を実施する。開催時期及び方法について、様々な手法を取り入れ工夫した実施を働きかける。	人権推進課

基本計画における今後のあり方

ス 豊かな人間関係づくりと地域活動の活性化を目的として、市民主体の各地区人権・同和教育推進協議会の活動を支援します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	各地区人権・同和教育推進協議会（地推協）の活動支援 （リーダー・指導者研修、団体別研修、地区別研究大会の実施）	【再掲1オ】 各地域において住民学習を円滑に進めるため、リーダー・指導者研修会を計画的に実施する。 生涯学習課は、公民館担当職員に対し、定例会議において、指導者を招き人権研修や住民学習会の学習方法など指導を受け、職員のスキルアップ、地推協のレベルアップを図れるよう指導する。	生涯学習課
□		【再掲1オ】 人権推進課と生涯学習課・公民館が連携して、各地推協の事業を支援する。	人権推進課

基本計画における今後のあり方

セ 各種関係機関のネットワークを構築し、教育・啓発活動の活性化を図ります。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	人権教育研究地域指定制度の復活	再実施するためには、学校やPTA、地域の活動、校種間等の調整などが必要であるため、引き続き、実施の時期等について検討する。	学校教育課 生涯学習課
□	あんしん相談・教育相談	指導主事による電話及び面接相談を実施する。支援の必要な子どもや障がいのある方の悩みや支援について、関係各課、学校園所、療育機関と連携し相談支援を実施する。	教育センター
■	各地区人権・同和教育推進協議会（地推協）の活動支援 （リーダー・指導者研修、団体別研修、地区別研究大会の実施）	【再掲1オ】 各地域において住民学習を円滑に進めるため、リーダー・指導者研修会を計画的に実施する。 生涯学習課は、公民館担当職員に対し、定例会議において、指導者を招き人権研修や住民学習会の学習方法など指導を受け、職員のスキルアップ、地推協のレベルアップを図れるよう指導する。	生涯学習課
□		【再掲1オ】 人権推進課と生涯学習課・公民館が連携して、各地推協の事業を支援する。	人権推進課

④広報や情報提供の充実

基本計画における今後のあり方	
ソ	さまざまなメディアを活用する等、積極的な広報や情報提供に努め、市民の理解と親しみの持てる人権施策を推進します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	「広報みき」による人権に関する啓発	特集記事や人権の目などのほか、適宜人権に関する記事を掲載する。	秘書広報課
■	誰もが簡単に情報を得られる体制づくり	「広報みき」の点訳版・音訳版の発行、ホームページやラジオで情報を発信することにより、視覚に障がいがある方などにも市に関する情報を届ける。字幕や手話通訳などを取り込んだ、動画を活用した広報を行う。	秘書広報課
□	市民の理解と親しみの持てる人権施策の推進	広報みき、新聞、FMみっきいなどを活用するとともに、さまざまな機会をとらえ積極的に人権教育・啓発を推進する。また、市や三同教のホームページによる情報発信を充実させ、広く周知に努める。	人権推進課
□	人権フォーラムの開催	あらゆる人権問題について、市民自らが意見や体験を發表し、人権意識の高揚を図る。新たな発表者の確保に努める。	人権推進課
□	人権問題啓発資料作成事業	住民学習等の市民研修の資料として、学校教育関係者、社会教育関係者、人権関係団体などから成る委員で「ふるさとに生きる」を作成する。	人権推進課
□	隣保館だより発行业業	隣保館主催事業の募集案内や人権課題の啓発等、内容の充実を図り、毎月発行する。全自治会に回覧(一部各戸配布)するとともに、各行政機関へ配布、市ホームページに掲載する。	人権推進課

⑤相談体制の充実

基本計画における今後のあり方	
タ	市民の相談、苦情や要望、提案等に、適切な対応がとれるよう、各種窓口業務間で連絡・調整を図ります。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	誰もが相談しやすい体制づくり	電子広聴システムを活用し、市民の意見や提言を把握する。	秘書広報課
□	市民ふくし相談	市民の悩みごとや心配ごとを気軽に相談できる相談所を設置するとともに、相談所と関係行政機関との連携をサポートする。	福祉課
□	手話通訳相談	手話通訳者2人設置 日時 月～金曜 午前8時30分～午後5時 会場 市役所3階 障害福祉課	障害福祉課

□	基幹相談支援事業	障がい児・者の発達支援等に関する相談、障がい者やその家族に関する相談業務を実施する。 障害者基幹相談支援センターの設置 ・市役所3階 障害福祉課 月～金曜 午前8時30分～午後5時 ・吉川健康福祉センター 第1水・第3金曜(要予約) 午後2時～4時 ・はばたきの丘 月～金曜(要予約) 午前9時～午後5時	障害福祉課
□	要約筆記相談	要約筆記者1人設置 日時 月・木・金曜 午前8時30分～午後5時 会場 市役所3階 障害福祉課	障害福祉課
□	人権相談	隣保館で実施している人権相談を広く周知するとともに、相談に来られた方のニーズに応じて、関係機関との共有を図り、必要があれば関係機関や他の窓口適切にとりつなぐなど、利用しやすい相談窓口になるよう努める。	人権推進課
□	兵庫労働局と連携した労働相談体制の普及啓発	国が開設する労働相談窓口へ誘導を図る。	商工振興課
□	青少年悩みの相談	臨床心理士または公認心理士の資格を有する青少年カウンセラー1名で実施する。 A6サイズのヤングテレホン紹介カードを小・中・特別支援学校の各児童生徒に1枚配布する。	教育センター

基本計画における今後のあり方

チ	各種相談窓口を相互につなぐセンターとして、総合隣保館の機能を充実させます。
---	---------------------------------------

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	人権相談	【再掲1タ】 隣保館で実施している人権相談を広く周知するとともに、相談に来られた方のニーズに応じて、関係機関との共有を図り、必要があれば関係機関や他の窓口適切にとりつなぐなど、利用しやすい相談窓口になるよう努める。	人権推進課
■	総合隣保館の機能強化	地区住民の生活実態及び人権にかかる実態を踏まえ、相談事業や社会福祉関連事業を行い、人権問題に関する啓発や広報活動を行う。 また、市内全体の総合隣保館として、人権に関わる中核施設として、あらゆる人権課題解決に向けてさまざまな施策を講じていく。 兵衛協の事務局2年目を担っているため、県内や近畿、全国の隣保館の取組を参考にしながら魅力ある隣保館づくりに努める。	人権推進課

基本計画における今後のあり方

ツ	相談内容については、個人情報の取扱い等に細心の注意を払い、関係機関で共有し、今後の取組に反映させます。
---	---

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	人権相談	【再掲1タ】 隣保館で実施している人権相談を広く周知するとともに、相談に来られた方のニーズに応じて、関係機関との共有を図り、必要があれば関係機関や他の窓口適切にとりつなぐなど、利用しやすい相談窓口になるよう努める。	人権推進課
■	総合隣保館の機能強化	【再掲1チ】 地区住民の生活実態及び人権にかかる実態を踏まえ、相談事業や社会福祉関連事業を行い、人権問題に関する啓発や広報活動を行う。 また、市内全体の総合隣保館として、人権に関わる中核施設として、あらゆる人権課題解決に向けてさまざまな施策を講じていく。 兵衛協の事務局2年目を担っているため、県内や近畿、全国の隣保館の取組を参考にしながら魅力ある隣保館づくりに努める。	人権推進課

⑥人権侵犯事件(事象)対応に向けた体制の充実

基本計画における今後のあり方			
テ	人権侵犯事件(事象)が発生した場合の対応力を強化するため、「人権侵犯事件処理規則」を見直すとともに、人権侵害を救済するための「人権委員会(仮称)」の設置を検討します。		

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	人権侵犯事件(事象)への対応	インターネット上の差別書き込みを含め、多様な人権侵犯事件に全職員が対応できるよう研修を実施し、人権侵犯事件への適切な対応を図る。	人権推進課
■	本人通知制度	本人通知制度の事前登録者数を増やし、住民票や戸籍の不正請求の抑止を図り、個人の権利が侵害されることの防止に努める。	市民課

基本計画における今後のあり方			
ト	インターネット上における差別書き込みの実態を把握するため、悪質な書き込みに対する調査の実施等について検討します。		

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	インターネット上の差別書き込みへの対応	インターネット上の差別書き込みの防止、差別の助長や拡散の抑制、差別解消に向けた取組の必要性の啓発を目的として、インターネット差別書き込みモニタリング事業を実施する。	人権推進課

⑦すべての市職員及び教職員への取組

基本計画における今後のあり方			
ナ	すべての市職員及び教職員の人権に関する意識の高揚を図り、差別のない三木市をつくるため、あらゆる人権課題をテーマとした研修に努めます。		

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	多文化共生啓発に向けた職員研修	多文化共生社会を実現するためには、組織や分野の枠組みを超えた協働と連携が必要である。多文化共生社会推進の理解を深めるため、「やさしい日本語」の必要性と理解の普及を図り、職員を対象に研修を行う。	市民協働課
□	職員人権研修	あらゆる人権問題の早期解決に向けた行動力を身に付けるための研修を推進する。	総務課
□	職場人権研修等	職場(所属課等)で人権研修を実施する。	総務課
□		各職場において年2回以上の研修を実施する。うち1回は教育委員会事務局での全体研修とし、開催時期は秋頃とする。研修会の開催に際しては、新型コロナウイルス感染症対策を講じることとする。	教育総務課
■	園内研修会	全ての園所において、人権研修会を実施し、教職員の人権感覚を磨いていく。	教育・保育課
■	市職員及び教職員の各種研究集会等への参加促進	教職員に加え、全市職員にも人権に関する各種研究集会等への参加を呼びかける。	人権推進課(三同教)
□	職場人権研修等の実施	人権研修推進委員や住民学習指導者への研修を実施し、職員の人権意識の高揚を図る。	人権推進課
□	市民じんけんの集い	多様な人権課題から時節に応じたテーマを設定し、多くの市民の参加が得られる内容で実施する。	人権推進課
□	各種人権研修の開催	人権フォーラムなど各種人権研修を開催するに当たって、さまざまな人権課題をテーマに取り上げることにより、現在存在している多くの人権課題について広く周知を図る。また、動画配信等により仕事等で人権研修に参加するのがむずかしい方にも啓発の機会を創出する。	人権推進課

基本計画における今後のあり方

ニ	すべての市職員及び教職員が、人権尊重を主眼に置き、個人情報の取扱い等に細心の注意を払い、一人一人のニーズや事情に応じた対応ができるよう研修に努めます。
---	---

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	個人情報保護条例の遵守	個人情報の適正な取扱いについて、指導、相談及び助言を実施する。	総務課
■	園内研修会	【再掲1ナ】 全ての園所において、人権研修会を実施し、教職員の人権感覚を磨いていく。	教育・保育課
■	市職員及び教職員の各種研究集会等への参加促進	【再掲1ナ】 教職員に加え、全市職員にも人権に関する各種研究集会等への参加を呼びかける。	人権推進課(三同教)
□	職場人権研修等の実施	【再掲1ナ】 人権研修推進委員や住民学習指導者への研修を実施し、職員の人権意識の高揚を図る。	人権推進課

基本計画における今後のあり方	
ヌ	人権に関する各種研究集会等への積極的な参加を促進します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	人権関連事業への参加呼びかけ	市が実施する人権関連事業への参加を呼びかける。	総務課
■	市職員及び教職員の各種研究集会等への参加促進	【再掲1ナ】 教職員に加え、全市職員にも人権に関する各種研究集会等への参加を呼びかける。	人権推進課 (三同教)

人権尊重のまちづくりの展開

①人権擁護活動の定着・普及

基本計画における今後のあり方	
ネ	行政の対策に加えて、地域コミュニティに根ざした人権擁護活動の定着、普及に努めます。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	人権擁護委員による人権相談	人権擁護委員による人権相談等について広報やホームページ、イベント等で周知を図るとともに活動を支援する。	人権推進課

②団体・グループ等の育成

基本計画における今後のあり方	
ノ	三木市人権・同和教育協議会をはじめ、人権尊重のまちづくりにかかわる各種市民組織、NPO、NGO団体、人権教育団体、ボランティアグループ等を育成し、それらの活動を積極的に支援するとともに団体間のネットワークづくりに取り組みます。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
○	三同教推進活動事業	三同教の活動を多くの市民に知ってもらうため、ホームページ等を活用し周知していく。また、幅広い市民が参加・交流できる機会を多く設け、人権啓発を行っていく。	人権推進課 (三同教)
□	じんけんサポート事業	人権に係る多様な学習機会を充実させるために、講演会等の学習活動及び視察・交流研修に係る経費の一部を補助し、各組織・団体における主体的な学習活動を積極的に支援する。	人権推進課 (三同教)
□	じんけんスタディ事業	生徒や学生など若年層の人権意識を高めるため、デートDV、情報モラル、LGBTなど幅広い内容の人権課題について研修する中・高校・大学に対して、経費の一部を補助する。	人権推進課 (三同教)
□	人権啓発リーフレット等作成事業	テーマを決めて市民から募集したフォト&メッセージの中から優秀作品を選び、人権啓発事業に活用する。 また、優秀作品をもとにじんけんカレンダーを作成し、市内各学校・園など市内各所に配布する。	人権推進課 (三同教)

□	FMみっさい人権啓発事業	人権に関する効果的な啓発・広報・教育活動としてラジオ放送を活用し、人権の大切さを訴える啓発番組を制作し放送する。	人権推進課 (三同教)
□	じんけんフィールドワーク事業	市内外の人権施設や現地等の視察・調査研修を年に1~2回実施する。	人権推進課 (三同教)
□	学習活動支援事業	研究大会や各種研修に参加する人に対する支援を行い、学習機会を拡大し、人権教育・啓発活動の活性化を図る。	人権推進課 (三同教)
□	青少年教育補助事業	人権学習をより積極的にサポートし、子どもたちのたくましい心を育てていくため、地域に根差す人権団体に対して教育事業に係る経費を助成する。	人権推進課 (三同教)
□	人権ふれあい交流事業	【再掲1エ】 様々な人権課題の理解と解決を図り、人権尊重のまちづくりを進めるため、「参画」「体験」「創造」「交流」をテーマに、より多くの市民が人権に主体的・積極的に関わっていただけるよう参加型イベント、ワークショップ形式や当事者、支援団体と共に交流する講座を開催する。また、若者や子ども、障がい者等の参加を促進するため、機会をとらえてバリアフリー映画会を開催する。	人権推進課 (三同教)
□	スリーサポーターズ登録制度	三同教の活動に対して、個人として興味・関心をもって自分らしいスタイルで主体的に参加したり、かかわったりできるように登録制度を継続する。人権ふれあい交流事業等においてさまざまな形で企画・協力していただき、市民の力で三同教を運営していただけるような体制を推進する。イベント等で募集することに加え、三同教ホームページにおいても周知する。	人権推進課 (三同教)
□	人権教育団体交流事業	人権教育団体の活動を積極的に支援するとともに、団体間のネットワークづくりを推進する。	人権推進課

③団体・グループ等への啓発

基本計画における今後のあり方	
ハ	福祉、環境、消費生活、文化、芸術、国際交流等を中心として、すでに地域で活動をしている団体、グループ等に対して、リーダー講習会や交流会等を実施することにより、それぞれの活動の中で人権課題との関連づけがなされるよう働きかけます。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	国際交流協会との連携強化	「国際交流プラザ」、「外国人住民相談窓口」の周知を図る。国際交流協会と役割分担や連携強化を図る上で、個人の問題を解決する場所だけではなく、地域社会の問題を解決する場所という認識を共有する。外国人住民と地域社会・制度を繋ぐ仕組みづくりを考える。	市民協働課

④人権教育総合推進事業の推進

基本計画における今後のあり方	
ヒ	市内各地域における人権教育の進展をとおした、人権に関する課題の解決と、共に生きる人権尊重の明るいまちづくり・社会づくりを進めるため、教育事業、人権リーダー育成事業、人権教育団体活動助成事業を推進します。

□	教育事業	三木市人権教育総合推進事業実施要綱の趣旨にそって、また、教育事業実施要領に基づき、青少年の部、成人の部を実施する。統合後の教育事業のあり方について協議を重ね、これまで教育事業がなかった地域への啓発に努めていく。	人権推進課
□	人権リーダー育成事業	三木市人権教育総合推進事業実施要綱の趣旨にそって、講座を開催する。同和問題をはじめあらゆる人権課題についての知識・理解を深めるとともに、人権尊重のまちづくりを推進するための人権学習会等においてリーダーとして活躍できる人材を育成する。	人権推進課
□	人権教育団体活動助成事業	住民が主体となつて行う人権教育団体活動を促し支援することによって、人権教育の進展をはかり、ともに生きる人権尊重のまちづくり、人づくりを推進していく。	人権推進課

⑤三木市人権・同和教育協議会の活性化

基本計画における今後のあり方	
フ	三木市人権・同和教育協議会の活性化に努め、市民主体の人権教育・啓発の取組を進めます。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
○	三同教推進活動事業	【再掲1ノ】三同教の活動を多くの市民に知ってもらうため、ホームページ等を活用し周知していく。また、幅広い市民が参加・交流できる機会を多く設け、人権啓発を行っていく。	人権推進課 (三同教)
□	じんけんサポート事業	【再掲1ノ】人権に係る多様な学習機会を充実させるために、講演会等の学習活動及び視察・交流研修に係る経費の一部を補助し、各組織・団体における主体的な学習活動を積極的に支援する。	人権推進課 (三同教)
□	じんけんスタディ事業	【再掲1ノ】生徒や学生など若年層の人権意識を高めるため、デートDV、情報モラル、LGBTなど幅広い内容の人権課題について研修する中・高校・大学に対して、経費の一部を補助する。	人権推進課 (三同教)
□	人権啓発リーフレット等作成事業	【再掲1ノ】テーマを決めて市民から募集したフォト&メッセージの中から優秀作品を選び、人権啓発事業に活用する。 また、優秀作品をもとにじんけんカレンダーを作成し、市内各学校・園など市内各所に配布する。	人権推進課 (三同教)
□	FMみっきい人権啓発事業	【再掲1ノ】人権に関する効果的な啓発・広報・教育活動としてラジオ放送を活用し、人権の大切さを訴える啓発番組を制作し放送する。	人権推進課 (三同教)
□	じんけんフィールドワーク事業	【再掲1ノ】市内外の人権施設や現地等の視察・調査研修を年に1~2回実施する。	人権推進課 (三同教)
□	学習活動支援事業	【再掲1ノ】研究大会や各種研修に参加する人に対する支援を行い、学習機会を拡大し、人権教育・啓発活動の活性化を図る。	人権推進課 (三同教)
□	青少年教育補助事業	【再掲1ノ】人権学習をより積極的にサポートし、子どもたちのたくましい心を育てていくため、地域に根差す人権団体に対して教育事業に係る経費を助成する。	人権推進課 (三同教)

□	人権ふれあい交流事業	【再掲1エ】 様々な人権課題の理解と解決を図り、人権尊重のまちづくりを進めるため、「参画」「体験」「創造」「交流」をテーマに、より多くの市民が人権に主体的・積極的に関わっていただけるよう参加型イベント、ワークショップ形式や当事者、支援団体と共に交流する講座を開催する。また、若者や子ども、障がい者等の参加を促進するため、機会をとらえてバリアフリー映画会を開催する。	人権推進課 (三同教)
□	スリーサポーターズ登録制度	【再掲1ノ】 三同教の活動に対して、個人として興味・関心をもって自分らしいスタイルで主体的に参加したり、かかわったりできるように登録制度を継続する。人権ふれあい交流事業等においてさまざまな形で企画・協力していただき、市民の力で三同教を運営していけるような体制を推進する。イベント等で募集することに加え、三同教ホームページにおいても周知する。	人権推進課 (三同教)

2 部落差別にかかわる人権

人権教育・啓発の推進

①学校等

基本計画における今後のあり方	
ア	「特別の教科 道徳」や「総合的な学習」等の指導の中でもいじめをなくす、部落差別を解消するなどの課題を設定し、人権の視点(目標)を明記するとともに、指定教材を定めて学校において人権・同和教育を推進します。また、人権教育資料や地域教材を積極的に活用し、子どもたちが実感をもって学べる人権・同和学习を行います。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	中堅教員研修会	【再掲1イ】 専門研修講座の中で、人権に関する研修を実施する。開催方法については、オンライン等の手段も用いて研修機会の確保に努める。	教育センター
□	初任者研修会	【再掲1ア】 初任者を対象に市教委主催で3回の研修(服務・接遇、学習指導、生徒指導、小中一貫教育、人権教育、学級づくり等)を実施する。	学校教育課
□	教科・教科外研修会	道徳教育研修部会、人権教育研修部会を中心に、同和教育カリキュラムを含めた年間研修計画に基づき、人権にかかる研修を実施し、人権学習を進める。	学校教育課
□	基礎学力定着化事業	【再掲1ケ】 全児童生徒を対象に学力の実態を把握し、その結果を考察のうえ、改善方策を立て、基礎学力の定着を図る。	学校教育課
■	全小・中学校での道徳の時間における共通資料を使った同和教育の実践	同和学习カリキュラムに沿って、全小中学校において児童生徒の発達段階に応じ、共通資料を使用し系統的に指導する。	学校教育課
■	同和教育伝承講座	【再掲1ア】 差別を許さない児童生徒の育成に向けた教職員の指導力、実践力の向上を図るため、「同和教育伝承講座」を年間4回実施する。	学校教育課
■	人権・同和教育資料の活用	新任教職員、市外からの転入教職員へ人権・同和教育資料「三木市の人権・同和教育」を配布するとともに、各校へ校内研修等での活用を指導する。	学校教育課

基本計画における今後のあり方	
イ	幼児・児童生徒の保護者を対象とした人権学習会を積極的に行うとともに、園(所)・学校行事においても人権・同和教育に結びつく内容となるよう工夫します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	初任者研修会	【再掲1ア】 初任者を対象に市教委主催で3回の研修(服務・接遇、学習指導、生徒指導、小中一貫教育、人権教育、学級づくり等)を実施する。	学校教育課
□	教科・教科外研修会	【再掲2ア】 道徳教育研修部会、人権教育研修部会を中心に、同和教育カリキュラムを含めた年間研修計画に基づき、人権にかかる研修を実施し、人権学習を進める。	学校教育課
□	基礎学力定着化事業	【再掲1ケ】 全児童生徒を対象に学力の実態を把握し、その結果を考察のうえ、改善方策を立て、基礎学力の定着を図る。	学校教育課

■	全小・中学校での道徳の時間における共通資料を使った同和教育の実践	【再掲2ア】 同和学習カリキュラムに沿って、全小中学校において児童生徒の発達段階に応じ、共通資料を使用し系統的に指導する。	学校教育課
■	同和教育伝承講座	【再掲1ア】 差別を許さない児童生徒の育成に向けた教職員の指導力、実践力の向上を図るため、「同和教育伝承講座」を年間4回実施する。	学校教育課
■	人権・同和教育資料の活用	【再掲2ア】 新任教職員、市外からの転入教職員へ人権・同和教育資料「三木市の人権・同和教育」を配布するとともに、各校へ校内研修等での活用を指導する。	学校教育課
■	保育を守る会との交流事業	年2回程度、保育を守る会と交流を図る。(別所認定こども園・志染保育所)	教育・保育課
■	人権研修	【再掲1エ】 公立・民間を問わず、幼稚園・認定こども園・保育所に人権推進担当を設置するとともに、市の人権教育指導専門員による人権研修や園内外で開催される人権研修に積極的に参加する。また、保育者に加え、保護者を対象とした人権研修を開催することにより、人権尊重を基盤とした子育てや家庭づくりの啓発に努める。	教育・保育課

基本計画における今後のあり方

ウ	インターネットが持つ問題点や危険性を十分理解し、部落差別をはじめ様々な人権侵害について正しい情報を得て、適切に判断できる力を育むため、情報モラル教育を推進します。
---	---

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	専門研修講座	【再掲1イ】 専門研修講座の中で人権に関する研修を実施する。開催方法については、オンライン等の手段も用いて研修機会の確保に努める。	教育センター
■	情報モラル研修会	1人1台のタブレット端末活用を踏まえ、教員が日ごろから情報モラルの指導ができる実践力の育成をめざして実施する。	教育センター

②職場

基本計画における今後のあり方

エ	三木市人権・同和教育協議会企業部会を中心に職場内において学習者を学びの主体に据えた研修を推進します。
---	--

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	三木市人権・同和教育協議会企業部会との連携	人権及び労働・雇用関係機関の資料を企業部会事業所に配布。	商工振興課
□	公正採用選考に関する啓発・研修・指導の支援	人権及び労働・雇用関係機関と連携して啓発を行う。	商工振興課
■	人権研修	【再掲1エ】 公立・民間を問わず、幼稚園・認定こども園・保育所に人権推進担当を設置するとともに、市の人権教育指導専門員による人権研修や園内外で開催される人権研修に積極的に参加する。また、保育者に加え、保護者を対象とした人権研修を開催することにより、人権尊重を基盤とした子育てや家庭づくりの啓発に努める。	教育・保育課

人権行政・施策の推進

①総合隣保館の機能強化

基本計画における今後のあり方	
オ	全庁を挙げて、人権・同和教育、人権行政・施策推進に取り組みます。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	全庁を挙げた人権・同和教育、人権行政・施策の推進	各人権課題の解決に向けて、全庁を挙げて連携し、施策を推進する。今年度は基本計画(第3次)に係る4年目の実施計画を策定するとともに取組状況を精査し、取組後の成果と課題を検証する。	人権推進課

基本計画における今後のあり方	
カ	人権と共生のまちづくりによる人権文化の創造に向けた施策展開を図るため、総合隣保館を人権施策の中核施設と位置づけ、人権・同和教育、人権行政・施策推進の総合調整を行う拠点としての機能を強化します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	総合隣保館の機能強化	【再掲1チ】 地区住民の生活実態及び人権にかかる実態を踏まえ、相談事業や社会福祉関連事業を行い、人権問題に関する啓発や広報活動を行う。 また、市内全体の総合隣保館として、人権に関わる中核施設として、あらゆる人権課題解決に向けてさまざまな施策を講じていく。 兵隣協の事務局2年目を担っているため、県内や近畿、全国の隣保館の取組を参考にしながら魅力ある隣保館づくりに努める。	人権推進課

基本計画における今後のあり方	
キ	各種相談窓口を相互につなぐセンターとして、総合隣保館の機能を充実させます。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	総合隣保館の機能強化	【再掲1チ】 地区住民の生活実態及び人権にかかる実態を踏まえ、相談事業や社会福祉関連事業を行い、人権問題に関する啓発や広報活動を行う。 また、市内全体の総合隣保館として、人権に関わる中核施設として、あらゆる人権課題解決に向けてさまざまな施策を講じていく。 兵隣協の事務局2年目を担っているため、県内や近畿、全国の隣保館の取組を参考にしながら魅力ある隣保館づくりに努める。	人権推進課

基本計画における今後のあり方	
ク	人権問題にかかわるイベント、フォーラムの企画・実施や地域学習活動、文化活動等の支援など人権・同和教育及び啓発推進機能を強化します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	総合隣保館の機能強化	【再掲1チ】 地区住民の生活実態及び人権にかかる実態を踏まえ、相談事業や社会福祉関連事業を行い、人権問題に関する啓発や広報活動を行う。 また、市内全体の総合隣保館として、人権に関わる中核施設として、あらゆる人権課題解決に向けてさまざまな施策を講じていく。 兵隣協の事務局2年目を担っているため、県内や近畿、全国の隣保館の取組を参考にしながら魅力ある隣保館づくりに努める。	人権推進課
□	教養文化講座	地区住民の教養文化の向上と地域交流促進のため講座を開催する。 新たな講師や講座生を募集する。	人権推進課
□	子ども教室	幼稚園児、小学校児童を対象に、ものづくりや施設などのさまざまな体験を通じて、明るく、たくましく、やさしい心が育まれることを目的に、工作教室と夏休み子ども教室を実施する。	人権推進課
□	地域交流事業	各地区(集会所)等において、福祉と自らの生活の向上をめざす事業として、健康教室、福祉講座、親子ふれあい講座、料理教室、子ども工作教室等を実施する。 参加人数を増やすための啓発を行う。	人権推進課
□	同和教育セミナー	広く市民が同和問題を中心に様々な人権問題を正しく理解し、課題の解決のために必要な知識を得る研修の場として3日間開催する。 講演テーマに部落史を取り入れる。	人権推進課
□	人権フォーラムの開催	【再掲1ソ】 あらゆる人権問題について、市民自らが意見や体験を発表し、人権意識の高揚を図る。 新たな発表者の確保に努める。	人権推進課
□	隣保館だより発行业	【再掲1ソ】 隣保館主催事業の募集案内や人権課題の啓発等、内容の充実を図り、毎月発行する。全自治会に回覧(一部各戸配布)するとともに、各行政機関へ配布、市ホームページに掲載する。	人権推進課

基本計画における今後のあり方

ケ	総合相談機能、地域福祉対策及び就労支援事業などを強化します。
---	--------------------------------

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	総合隣保館相談員の設置	地域住民の健康の増進と生活上の相談に応じるため、隣保事業士と商工会議所の派遣職員を置くとともに、他の職員についても、相談のスキルを高め、さらなる相談体制の充実を図る。	人権推進課

②学校等

基本計画における今後のあり方

コ	人権・同和教育を充実させるなど、あらゆる人権教育に取り組みます。
---	----------------------------------

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	初任者研修会	【再掲1ア】 初任者を対象に市教委主催で3回の研修(服務・接遇、学習指導、生徒指導、小中一貫教育、人権教育、学級づくり等)を実施する。	学校教育課
□	教科・教科外研修会	【再掲2ア】 道徳教育研修部会、人権教育研修部会を中心に、同和教育カリキュラムを含めた年間研修計画に基づき、人権にかかる研修を実施し、人権学習を進める。	学校教育課
□	基礎学力定着化事業	【再掲1ケ】 全児童生徒を対象に学力の実態を把握し、その結果を考察のうえ、改善方策を立て、基礎学力の定着を図る。	学校教育課
■	全小・中学校での道徳の時間における共通資料を使った同和教育の実践	【再掲2ア】 同和学习カリキュラムに沿って、全小中学校において児童生徒の発達段階に応じ、共通資料を使用し系統的に指導する。	学校教育課
■	同和教育伝承講座	【再掲1ア】 差別を許さない児童生徒の育成に向けた教職員の指導力、実践力の向上を図るため、「同和教育伝承講座」を年間4回実施する。	学校教育課
■	人権・同和教育資料の活用	【再掲2ア】 新任教職員、市外からの転任教職員へ人権・同和教育資料「三木市の人権・同和教育」を配布するとともに、各校へ校内研修等での活用を指導する。	学校教育課

基本計画における今後のあり方

サ	社会の不均衡が差別的な形で若年層に降りかからないよう学校・企業・行政の連携を図り、進路保障に努めます。
---	---

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	基礎学力定着化事業	【再掲1ケ】 全児童生徒を対象に学力の実態を把握し、その結果を考察のうえ、改善方策を立て、基礎学力の定着を図る。	学校教育課

③地域

基本計画における今後のあり方

シ	一般対策の中で実施されるべき施策については、住宅、道路、市街地整備、介護、福祉、就労、高齢者支援、保育や子育て、青少年育成等の分野ごとに各々の実情を踏まえ、必要な事業を把握し、それらについて効果的かつ計画的に実施します。
---	--

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	園庭開放事業	保育所は月～金曜日、9時から11時まで、幼稚園・こども園は、園の実情に合わせて日時を設定し、子育て家庭に対し、園庭の遊具等を開放し、安全な遊び場を提供することで、子育て支援を行う。	教育・保育課
■	地域健康教室(相談)	老人クラブやサロン等からの要望により地域健康教室を中心に対応する。	健康増進課

□	一般対策の中で実施されるべき施策の効果的かつ計画的な実施	地域における必要事業の調査、把握に努め、毎年度、実施すべき施策を実施計画に定めた上で各所管課において効果的かつ計画的に施策を推進する。 社会調査での地元訪問や地区からの要望、相談等で、地域の課題や実情の把握に努め、必要に応じて関係各課に繋げる。	人権推進課
□	地区活動推進幹事会	地区の課題や要望を出し合い、年間の事業計画を立案し、実施する。また、教育事業の中で、機能を継続させていく。	人権推進課

基本計画における今後のあり方

ス	これまでのまちづくりをとおして培われてきた住民参加方式の経験と方法を人権尊重のまちづくりに活かすよう、同和問題に関わってきた人たちの知恵や活動に学びます。
---	---

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	住民学習会の充実	【再掲1エ】 互いの人権を尊重し、助け合い、支え合い、共に生きるまちをめざし、各自治会で内容を検討し住民学習を実施する。開催時期及び方法について、様々な手法を取り入れ工夫した実施を働きかける。	人権推進課
□	じんけんフィールドワーク事業	【再掲1ノ】 市内外の人権施設や現地等の視察・調査研修を年に1~2回実施する。	人権推進課 (三同教)
□	視察研修	同和問題をはじめとする人権課題について、現地を見学したり実物の資料を見るフィールドワークを年2回実施する。 部落史学習ができる施設や場所の見学にも考慮する。	人権推進課

基本計画における今後のあり方

セ	公民館や各種団体、各地区人権・同和教育推進協議会やまちづくり協議会などに対して、学習者を学びの主体に据えた研修を積極的に取り入れるよう働きかけます。
---	--

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	各地区人権・同和教育推進協議会(地推協)の活動支援 (リーダー・指導者研修、団体別研修、地区別研究大会の実施)	【再掲1オ】 各地域において住民学習を円滑に進めるため、リーダー・指導者研修会を計画的に実施する。 生涯学習課は、公民館担当職員に対し、定例会議において、指導者を招き人権研修や住民学習会の学習方法など指導を受け、職員のスキルアップ、地推協のレベルアップを図れるよう指導する。	生涯学習課
□		【再掲1オ】 人権推進課と生涯学習課・公民館が連携して、各地推協の事業を支援する。	人権推進課
■	住民学習会の充実	【再掲1エ】 互いの人権を尊重し、助け合い、支え合い、共に生きるまちをめざし、各自治会で内容を検討し住民学習を実施する。開催時期及び方法について、様々な手法を取り入れ工夫した実施を働きかける。	人権推進課

□	文化祭事業	人権文化の創造と隣保館活動の成果の発表、地域住民との交流の場として、総合隣保館文化祭を実施する。 企画や準備、運営について、文化祭実行委員会を中心に、多くの団体や市民と共に進める。	人権推進課
□	視察研修	【再掲2ス】 同和問題をはじめとする人権課題について、現地を見学したり実物の資料を見るフィールドワークを年2回実施する。 部落史学習ができる施設や場所の見学にも考慮する。	人権推進課
□	じんけんフィールドワーク事業	【再掲1ノ】 市内外の人権施設や現地等の視察・調査研修を年に1～2回実施する。	人権推進課 (三同教)

基本計画における今後のあり方

ソ	インターネット上に氾濫する情報をうのみにせず、情報を読み解く力を身につけるための研修に取り組みます。
---	--

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	情報モラル研修会	【再掲2ウ】 1人1台のタブレット端末活用を踏まえ、教員が日ごろから情報モラルの指導ができる実践力の育成をめざして実施する。	教育センター

④相談体制の充実・強化

基本計画における今後のあり方

タ	差別落書、差別発言、インターネット上での差別書き込みやプライバシー侵害などの差別事象について、人権課題に精通した「人権問題相談専門員(仮称)」の配置を検討し、相談体制の整備・充実に努めます。
---	---

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	インターネット上の差別書き込みへの対応	【再掲1ト】 インターネット上の差別書き込みの防止、差別の助長や拡散の抑制、差別解消に向けた取組の必要性の啓発を目的として、インターネット差別書き込みモニタリング事業を実施する。	人権推進課
□	総合隣保館相談員の設置	【再掲2タ】 地域住民の健康の増進と生活上の相談に応じるため、隣保事業士と商工会議所の派遣職員を置くとともに、他の職員についても、相談のスキルを高め、さらなる相談体制の充実に努める。	人権推進課

人権尊重のまちづくりの展開

①総合隣保館と社会教育施設の充実

基本計画における今後のあり方

チ	総合隣保館は、その設置の趣旨を踏まえ、人権尊重のまちづくりのための中核施設として、各地域と連携を図りながら人権・同和問題の解決に努めます。
---	---

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	総合隣保館の機能強化	<p>【再掲1チ】 地区住民の生活実態及び人権にかかる実態を踏まえ、相談事業や社会福祉関連事業を行い、人権問題に関する啓発や広報活動を行う。</p> <p>また、市内全体の総合隣保館として、人権に関わる中核施設として、あらゆる人権課題解決に向けてさまざまな施策を講じていく。</p> <p>兵隣協の事務局2年目を担っているため、県内や近畿、全国の隣保館の取組を参考にしながら魅力ある隣保館づくりに努める。</p>	人権推進課

基本計画における今後のあり方

ツ	公民館を地域における人権尊重のまちづくりの拠点として三木市人権・同和教育協議会と連携を図りながら人権教育・啓発の推進を図ります。
---	--

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	各地区人権・同和教育推進協議会(地推協)の活動支援 (リーダー・指導者研修、団体別研修、地区別研究大会の実施)	<p>【再掲1オ】 各地域において住民学習を円滑に進めるため、リーダー・指導者研修会を計画的に実施する。</p> <p>生涯学習課は、公民館担当職員に対し、定例会議において、指導者を招き人権研修や住民学習会の学習方法など指導を受け、職員のスキルアップ、地推協のレベルアップを図れるよう指導する。</p>	生涯学習課
□		【再掲1オ】 人権推進課と生涯学習課・公民館が連携して、各地推協の事業を支援する。	人権推進課

基本計画における今後のあり方

テ	総合隣保館は人権尊重のまちづくりに携わる団体等の活動を支援するとともに、それらの団体間の交流及び連携を図ります。
---	--

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	人権教育団体活動助成事業	<p>【再掲1ヒ】 住民が主体となって行う人権教育団体活動を促し支援することによって、人権教育の進展をはかり、ともに生きる人権尊重のまちづくり、人づくりを推進していく。</p>	人権推進課

②園(所)・学校間の連携、地域との連携体制の充実・強化

基本計画における今後のあり方

ト	不登校・引きこもり・いじめや中途退学等の原因とその背景を把握するため、園(所)・小・中・高等学校・特別支援学校間の連携に加え、地域との連携体制を充実・強化します。
---	---

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	小学校区内の連絡会(こども園・保育所・幼稚園・アフタースクール・小学校)	<p>【再掲1ク】 在籍園児の就学先となる小学校へのスムーズな就学に向けて連絡会に参加し、連携を図る。</p> <p>また、就学後のアフタースクールと小学校との連絡会も実施し、切れ目のない対応を継続する。</p>	教育・保育課

基本計画における今後のあり方	
ナ	これまで培われてきた教育事業の内容や手法を継承しつつ対象を校区全体に拡大するなど、すべての幼児・児童生徒が部落差別をはじめ、さまざまな人権課題を学べるよう工夫します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	初任者研修会	【再掲1ア】 初任者を対象に市教委主催で3回の研修(服務・接遇、学習指導、生徒指導、小中一貫教育、人権教育、学級づくり等)を実施する。	学校教育課
□	教科・教科外研修会	【再掲2ア】 道徳教育研修部会、人権教育研修部会を中心に、同和教育カリキュラムを含めた年間研修計画に基づき、人権にかかる研修を実施し、人権学習を進める。	学校教育課
□	基礎学力定着化事業	【再掲1ケ】 全児童生徒を対象に学力の実態を把握し、その結果を考察のうえ、改善方策を立て、基礎学力の定着を図る。	学校教育課
■	全小・中学校での道徳の時間における共通資料を使った同和教育の実践	【再掲2ア】 同和学习カリキュラムに沿って、全小中学校において児童生徒の発達段階に応じ、共通資料を使用し系統的に指導する。	学校教育課
■	同和教育伝承講座	【再掲1ア】 差別を許さない児童生徒の育成に向けた教職員の指導力、実践力の向上を図るため、「同和教育伝承講座」を年間4回実施する。	学校教育課
■	人権・同和教育資料の活用	【再掲2ア】 新任教職員、市外からの転入教職員へ人権・同和教育資料「三木市の人権・同和教育」を配布するとともに、各校へ校内研修等での活用を指導する。	学校教育課
■	家庭訪問・個人相談	地区の事情を踏まえて、保育・子育てに関して、子どもや保護者の必要に応じて個人懇談や家庭訪問を行う。	教育・保育課
■	未就園児応援事業	認定こども園、幼稚園において、通園していない乳幼児に対し、親子で遊んだり、園児と触れ合ったり、保護者同士の交流を深めるための場を提供する。	教育・保育課
□	教育事業	【再掲1ヒ】 三木市人権教育総合推進事業実施要綱の趣旨にそって、また、教育事業実施要領に基づき、青少年の部、成人の部を実施する。統合後の教育事業のあり方について協議を重ね、これまで教育事業がなかった地域への啓発に努めていく。	人権推進課

③部落史を研究する団体の育成・支援

基本計画における今後のあり方	
ニ	部落差別の歴史を深く学ぶことにより、身近な社会生活の中にある不合理な慣行や因習をなくす気風を高めるとともに、地域に根ざした伝統文化の掘り起こしとその学習教材化を進めるため研究団体の活動を支援します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	部落史研究事業	三木市内に散在する部落史に関する古文書、その他関係資料を収集し整理する。 同和教育セミナー、視察研修などで部落史が学習できるメニューを考慮する。	人権推進課

3 女性の人権

人権教育・啓発の推進

①学校等

基本計画における今後のあり方	
ア	教育活動全体を通じ、個人の尊厳、男女の平等と相互協力についての学習をさらに充実させるとともに指導に努めます。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	男女共同参画の視点に立った指導・計画の推進	各学校において、児童生徒の発達段階に応じ、人権尊重を基盤として、男女の平等や相互理解と協働等について指導する。	学校教育課
□	学校教育における性教育	学校全体の指導計画に基づく組織的・計画的な指導を検討し、保護者や地域の理解を求め、児童生徒の発達段階に応じた指導を行う。	学校教育課
■	男女性差にとらわれない教育・保育	男児も女児も対等な立場に立ち、一人ひとりの個性や能力をひきだし伸ばせるような関わりや支援をしていく。個人のよさを十分に認める教育・保育をすすめる。	教育・保育課

基本計画における今後のあり方	
イ	デートDV等防止のため教育・啓発に努めます。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	DV防止教育の推進	教育活動全体を通して、児童生徒の発達段階に応じ、個人の尊厳、男女の平等と相互協力等、すべての人権を大切にするための指導を行う。また、必要に応じて、三同教や男女共同参画センターと連携し、学習機会の充実を図る。	学校教育課

②職場

基本計画における今後のあり方	
ウ	長時間労働が、男女の職業生活と家庭・地域生活の両立を妨げている大きな要因であることから、事業主に対し労働時間短縮の啓発を行います。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	企業に対する男女共同参画についての普及啓発	労働・雇用関係機関のワーク・ライフ・バランスの資料を市内企業に配布し、男女共同参画についての普及啓発を図り、女性の活躍や社会進出を推進する。	商工振興課
□	兵庫労働局と連携した労働相談体制の普及啓発	国が開設する労働相談窓口へ誘導を図る。	商工振興課
□	市職員への男女共同参画に関する研修会	男女共同参画センターが開催するセミナー等への参加を呼びかける。	総務課

基本計画における今後のあり方	
エ	講座及び研修により、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」及び「女性活躍推進法」に関する啓発に努めます。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	男女共同参画社会の実現に向けた講座の開催	固定的性別役割分担意識の解消を始めとした、男女共同参画社会の実現に向けた講座を開催する。	人権推進課
□	育児休業・介護休業制度の普及啓発	労働・雇用関係機関の資料配布等により啓発を行う。	商工振興課

人権行政・施策の推進

①学校等

基本計画における今後のあり方	
オ	男女平等についての指導と個性や能力を生かした教育を推進します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	男女共同参画の視点に立った指導・計画の推進	【再掲3ア】 各学校において、児童生徒の発達段階に応じ、人権尊重を基盤として、男女の平等や相互理解と協働等について指導する。	学校教育課
□	学校教育における性教育	【再掲3ア】 学校全体の指導計画に基づく組織的・計画的な指導を検討し、保護者や地域の理解を求め、児童生徒の発達段階に応じた指導を行う。	学校教育課
■	男女性差にとらわれない教育・保育	【再掲3ア】 男児も女児も対等な立場に立ち、一人ひとりの個性や能力をひきだし伸ばせるような関わりや支援をしていく。個人のよさを十分に認める教育・保育をすすめる。	教育・保育課

基本計画における今後のあり方	
カ	教職員等が意欲的に職務に取り組むことができるハラスメント等のない職場環境を構築します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	男女共同参画に関する教職員研修会	校長への研修を実施する。	学校教育課

②地域

基本計画における今後のあり方	
キ	自治会等に女性役員登用への働きかけを促進します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	自治会等の女性役員登用促進	各自治会へ女性役員登用による組織づくりを働きかける。	市民協働課
◎	女性リーダーの育成	女性リーダー育成講座を開催し、意思決定の場への女性の参画を促進する。	人権推進課

基本計画における今後のあり方

ク	地域活動において、男女が共に参画できるような情報や学習機会を提供します。		
---	--------------------------------------	--	--

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	住民学習会の充実	【再掲1エ】 互いの人権を尊重し、助け合い、支え合い、共に生きるまちをめざし、各自治会で内容を検討し住民学習を実施する。開催時期及び方法について、様々な手法を取り入れ工夫した実施を働きかける。	人権推進課
◎	女性リーダーの育成	【再掲3キ】 女性リーダー育成講座を開催し、意思決定の場への女性の参画を促進する。	人権推進課

基本計画における今後のあり方

ケ	あらゆる分野のあらゆる場で、女性が政策決定できる場面に参画するような仕組みを構築します。		
---	--	--	--

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	審議会等委員の選任に関する指針(平成18年5月1日制定)に沿った公募委員及び女性委員の積極的登用	各種審議会や協議会、懇話会等への公募委員の登用を行う。また、女性委員の割合を4割以上とするように努める。	総務課
◎	女性リーダーの育成	【再掲3キ】 女性リーダー育成講座を開催し、意思決定の場への女性の参画を促進する。	人権推進課

基本計画における今後のあり方

コ	固定的性別役割分担意識や性差別の要因となる昔からの固定観念及び古い慣習などの払拭や意識改革に向けた学習の機会を提供します。		
---	---	--	--

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	男女共同参画に関する情報誌の発行	男女共同参画センターの情報誌「こらぼ一よ」を4回発行し、講座案内、各種相談の紹介など、男女共同参画社会の実現に向けた啓発を行う。	人権推進課
■	男女共同参画社会の実現に向けた講座の開催	【再掲3エ】 固定的性別役割分担意識の解消を始めた、男女共同参画社会の実現に向けた講座を開催する。	人権推進課

■	産前・産後サポート事業	引き続き、妊産婦や家族が抱える妊娠・出産、子育ての悩みについて、助産師や保健師による相談支援、妊産婦同士の交流の場づくりを行うことで、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図る。 実施予定回数は、参加人数が多く且つ父親参加率の高い土曜日実施の割合を増やす。これにより、性別に関係ない育児参加意識を妊娠中から持つ機会を効率的に提供する。 緊急事態宣言により回数が減った部分については、電話や来所対応で可能な限りの個別対応を行う。	健康増進課
■	妊娠・出産期における女性の健康支援 母子健康手帳の交付	すこやかな妊娠期を過ごし安心して出産を迎えることができるよう、母子健康手帳の早期交付を推奨していく。	健康増進課
■	相談支援体制の充実 ・成人保健相談 ・妊産婦・乳幼児健康相談	必要に応じ随時、電話や来所対応をする。	健康増進課

③職場

基本計画における今後のあり方	
サ	あらゆる職種において関係機関と協力し、採用、昇進、給料、待遇、就業の継続、管理職の登用等の男女平等の普及を促進します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	市職員への男女共同参画に関する研修会	【再掲3ウ】 男女共同参画センターが開催するセミナー等への参加を呼びかける。	総務課
□	企業に対する男女共同参画についての普及啓発	【再掲3ウ】 労働・雇用関係機関のワーク・ライフ・バランスの資料を市内企業に配布し、男女共同参画についての普及啓発を図り、女性の活躍や社会進出を推進する。	商工振興課

基本計画における今後のあり方	
シ	女性の職業能力向上に向けて支援します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	市職員への男女共同参画に関する研修会	【再掲3ウ】 男女共同参画センターが開催するセミナー等への参加を呼びかける。	総務課
◎	女性リーダーの育成	【再掲3キ】 女性リーダー育成講座を開催し、意思決定の場への女性の参画を促進する。	人権推進課

基本計画における今後のあり方	
ス	農業や商工業等の自営業における女性の能力開発を支援するとともに参画を促進し、女性がいきいきと働ける環境整備を推進します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	家族経営協定の普及	継続的に「家族経営協定」の普及を推進し、適用ケースの把握時には随時啓発する。	農業振興課
■	保育体制の整備	保育者が心の余裕をもって、やりがいをもって保育をすることができるよう、安心して働けるための条件整備をしていく。	教育・保育課

④女性が安全に安心して暮らせる環境づくり

基本計画における今後のあり方			
セ	性犯罪、買春、DV、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、ストーカー行為などの肉体的、性的、心理的なあらゆる暴力から女性を守るために、関係機関と民間団体等が連携を密にし、人権啓発に努めるとともに相談・支援等の充実を図ります。		

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	庁内DV対策連携会議の開催	課長級を対象とした会議を年1回、係長級を対象とした実務者会議を年2回開催し、DV被害者の支援を迅速、効率的に行えるよう関係各課の連携を深める。	配偶者暴力相談支援センター
■	DV相談・支援体制の充実	相談体制を充実させるとともに、庁内関係部署や関係機関とも連携して被害者を支援する。 また、市内のスーパーマーケットに配偶者暴力相談支援センターの啓発カードを設置し、センターの周知を図る。	配偶者暴力相談支援センター
■	配偶者等に対する暴力の防止と根絶に向けた啓発	DVに関する図書や、講座案内を配架し、市民に情報提供するとともに、「女性に対する暴力をなくす運動」期間にパネル展を開催し、市民に啓発する。	人権推進課
■	性犯罪、売買春、ストーカー行為等への防止対策の実施	庁内関係部署や警察等関係機関と連携し早期発見に取り組むとともに、関係機関と連携し、被害者の安全確保のために早期に対応する。	配偶者暴力相談支援センター
■	女性のための相談	女性が直面する様々な問題に対応するため、女性のための相談を実施する。	人権推進課
■	女性のための弁護士相談	配偶者や恋人間のトラブル(DV、離婚、借金、ストーカー被害)など女性の悩みについて弁護士が相談を行う。	人権推進課
■	訪問指導	町ぐるみ健診受診の結果、早期に病院受診を要する方、認知症、うつ、引きこもりなど本人や家族、地域から把握した方に対し訪問指導を実施する。	健康増進課
■	電話による健康相談	DVや疑いのあるケースに対して母子自立支援員や、ケースによっては臨床心理士・保健師との連携を図りながら支援を行っていく。	健康増進課

基本計画における今後のあり方			
ソ	女性の視点を踏まえた防災計画を策定し、市民へ周知します。また、災害時におけるDVや性暴力被害を防止するための支援体制を整えます。		

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	災害時のDVや性暴力被害の防止に対する取組	市民を対象とした男女共同参画の視点を取り入れた避難所の運営に関するセミナーを開催する。	配偶者暴力相談支援センター

⑤ (男女共同参画センター機能の充実)

基本計画における今後のあり方	
タ	男女共同参画社会を実現するための拠点施設として、図書、資料、講座、交流、情報提供等の充実と強化を図ります。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	男女共同参画に関する情報誌の発行	【再掲3コ】 男女共同参画センターの情報誌「こらぼーよ」を4回発行し、講座案内、各種相談の紹介など、男女共同参画社会の実現に向けた啓発を行う。	人権推進課
■	男女共同参画社会の実現に向けた講座の開催	【再掲3エ】 固定的性別役割分担意識の解消を始めた、男女共同参画社会の実現に向けた講座を開催する。	人権推進課
■	男女共同参画センター機能の充実	男女共同参画に関する図書や資料の充実に努めるとともに、男女共同参画に対する意識の向上を図る。	人権推進課

基本計画における今後のあり方	
チ	女性に関するあらゆるニーズに対応するため、関係機関と連携し、相談体制を充実させます。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	女性のための相談	【再掲3セ】 女性が直面する様々な問題に対応するため、女性のための相談を実施する。	人権推進課
■	女性のための弁護士相談	【再掲3セ】 配偶者や恋人間のトラブル (DV、離婚、借金、ストーカー被害) など女性の悩みについて弁護士が相談を行う。	人権推進課

基本計画における今後のあり方	
ツ	就労や起業に関する支援の充実を図ります。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	一時預かり	多様な保育需要に対応するため、在園の1号認定児の預かり保育並びに在園児以外の児童に対する一時預かり保育を市内各認定こども園において実施する。市内民間認定こども園12園に対しては、当事業を円滑に進めていくため補助金を交付する。	教育・保育課
■	休日保育事業	あけぼの認定こども園での実施に対し、当事業を円滑に進めていくため、給付費に加算して支払う。	教育・保育課
■	アフタースクール事業の運営	市内全小学校の児童を対象に13か所のアフタースクールで児童を受け入れる。	教育・保育課

■	女性のための働き方セミナー	ネットショップの開設を考えている女性、興味がある女性向けのセミナーを開催する。	人権推進課
---	---------------	---	-------

基本計画における今後のあり方

テ	男性の家事・育児・介護への参画の促進を図ります。		
---	--------------------------	--	--

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	子育てや介護にかかる支援	介護保険ガイドブックを送付して、制度の周知を図る。また、関係部署との連携を図り、早期に必要な応じた介護サービスにつなげる。	介護保険課
■	男性のための料理講座の開催	男性の家事への参画を促進するため、男性のための料理講座を開催する。なお、ワクチンの接種状況を踏まえながら、今年度開催するかどうかを検討する。	人権推進課

人権尊重のまちづくりの展開

①男女共同参画社会に向けた市民参画の促進

基本計画における今後のあり方

ト	女性があらゆる場で活躍していくために、様々な知識や経験を持つ市民の参画を促進し、男女共同参画社会の実現に向けた事業の企画・運営を市民自ら行っていく体制を推進します。		
---	--	--	--

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	審議会等委員の選任に関する指針(平成18年5月1日制定)に沿った公募委員及び女性委員の積極的登用	【再掲3ヶ】 各種審議会や協議会、懇話会等への公募委員の登用を行う。また、女性委員の割合を4割以上とするように努める。	総務課
■	女性セミナー	各公民館において女性セミナーを実施する。	生涯学習課
■	市民企画講座の募集、開催	市民でつくる団体、グループが企画する男女共同参画に関する講座を募集し、講座実施のための支援を行う。	人権推進課

②男女共同参画社会をめざした市民グループの育成

基本計画における今後のあり方

ナ	男女共同参画に取り組む団体・グループづくりを支援し、既存の団体・グループの力量アップやグループ間の交流を促進します。		
---	--	--	--

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	男女共同参画に取り組むグループへの支援	男女共同参画センターの登録団体の活動を支援する。	人権推進課

4 子どもの人権

人権教育・啓発の推進

①学校等

基本計画における今後のあり方	
ア	園(所)・学校では、全保育・教育活動を通じて、乳幼児・児童生徒の人権意識の高揚と定着を図ります。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	いじめ不登校フォーラム	子どもが主体的にいじめや不登校問題を解決していくために、親や教師等子どもの教育に携わる大人が果たす役割や支援の在り方について研修するとともに、いじめや不登校問題解決の気運を醸成する。開催に当たってはオンラインを用いるなど、適切な方法を検討する。	教育センター

基本計画における今後のあり方	
イ	障害、多文化、多様な性のあり方等について理解できるよう、園(所)・学校での教育・啓発活動を推進します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	学校教育における性教育	【再掲3ア】 学校全体の指導計画に基づく組織的・計画的な指導を検討し、保護者や地域の理解を求め、児童生徒の発達段階に応じた指導を行う。	学校教育課
■	特別支援教育	専門研修講座の中で特別支援教育に関する研修を複数回企画する。	教育センター

基本計画における今後のあり方	
ウ	多様性を尊重しながら健やかな心身を育む教育を推進します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	特別支援教育	各園所で受け入れをする。また、必要に応じて特別支援員を配置し、専門機関とも連絡を密にとり、必要に応じて保育者も同席する。 各園所に特別支援コーディネーターを配置し、校種間の連絡の窓口になったり、保護者の相談に応じたりする。 専門機関より来園・来所してもらい、個々に応じた支援の仕方の指導を受ける。 課主催の巡回相談を開催し、各園所の特別支援に携わるとともに、情報共有することで、必要に応じて関係機関との連携を図る。	教育・保育課

基本計画における今後のあり方	
エ	主体的に自分の進路を選択できるようキャリア教育の充実を図ります。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	専門研修講座	【再掲1イ】 専門研修講座の中で人権に関する研修を実施する。開催方法については、オンライン等の手段も用いて研修機会の確保に努める。	教育センター
□	トライやる・ウィークの実施	自尊感情の高揚、社会的自立心の育成、社会活動への参画意識の高揚等「トライやる・ウィーク」等の趣旨を企業に周知するとともに、引き続き企業等との連携強化に努める。	学校教育課

基本計画における今後のあり方

オ	インターネットが持つ問題点や危険性を十分理解し、正しい情報を得て、適切な判断ができる力を育むため、情報モラル教育を推進します。
---	---

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	情報モラル研修会	【再掲2ウ】 1人1台のタブレット端末活用を踏まえ、教員が日ごろから情報モラルの指導ができる実践力の育成をめざして実施する。	教育センター

②職場

基本計画における今後のあり方

カ	子どもが親と家庭で過ごす時間を増やすため、職業生活と家庭・地域生活との両立に配慮した企業等の先進的な取組事例を紹介するとともに、育児休業制度、フレックスタイム制度や在宅勤務等、多様な働き方、ワーク・ライフ・バランス等について啓発します。
---	--

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	企業に対する男女共同参画についての普及啓発	【再掲3ウ】 労働・雇用関係機関のワーク・ライフ・バランスの資料を市内企業に配布し、男女共同参画についての普及啓発を図り、女性の活躍や社会進出を推進する。	商工振興課

人権行政・施策の推進

①学校等

基本計画における今後のあり方

キ	園(所)・学校において乳幼児・児童生徒の発達段階に応じた体系的な人権教育の課題を設定するとともに、それに応じた教員の研修を実施し、指導力の向上に努めます。
---	---

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	全領域における人権教育	【再掲1ア】 各学校で、児童生徒の実態を踏まえ、人権教育推進計画を作成し、全教育活動の中で、計画的・組織的に人権教育を推進する。	学校教育課
■		【再掲1ア】 全ての園所で「人権教育推進計画」を作成し、この計画にもとづき教育・保育を実施する。	教育・保育課
□	保・認・幼・小・中の連携	【再掲1ア】 異年齢集団による学習活動や各中学校区における交流行事等を通して、幼児期から青年期までの一貫した教育を念頭に置いて学校園所間交流に取り組む。 また、各中学校区、小学校区において連絡会を適宜開催し、異校種間連携に取り組む。	学校教育課

基本計画における今後のあり方	
ク	認定こども園、保育所、幼稚園においては、家庭や地域と連携し、子どもが安全に安心して、心身ともに健やかに生活できる環境づくりに努め、人に対する愛情と信頼感、みんなで支え合う心を育てるとともに、自主、協調の態度や社会性の芽生えを培う就学前教育・保育に取り組みます。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課

基本計画における今後のあり方	
ケ	いじめ、不登校、問題行動等の未然防止に向けた自尊感情の育成や命の大切さを実感させる教育活動を推進します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	子どものいじめ防止教育	中学生を対象に弁護士による出前授業、小学生、市民、教員等を対象に出前ミニ講座、PTAを対象に講演会等を実施し、いじめ防止教育を行う。	人権推進課

基本計画における今後のあり方	
コ	いじめの未然防止と積極的な認知、早期発見、早期対応に向けた組織的な指導・相談体制の充実を図ります。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	いじめ不登校フォーラム	【再掲4ア】 子どもが主体的にいじめや不登校問題を解決していくために、親や教師等子どもの教育に携わる大人が果たす役割や支援の在り方について研修するとともに、いじめや不登校問題解決の気運を醸成する。開催に当たってはオンラインを用いるなど、適切な方法を検討する。	教育センター
□	ネット見守り隊	特別監視員にインターネット上に投稿された問題となる事案や書き込み等の監視を依頼し、毎月その結果の報告を受け、問題事案については、学校教育課から各学校に連絡し、指導に当たる。	青少年センター

基本計画における今後のあり方	
サ	児童生徒の不登校や問題行動等に対し、背景にある多様化、複雑化した課題解決や組織的な対応に向けた指導体制の確立と、家庭・地域・関係機関等との積極的な連携を図ります。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	関係機関との連携	関係機関との連絡調整を行い、必要に応じてケース連絡会議等を実施する。	学校教育課

□	いじめ不登校フォーラム	【再掲4ア】 子どもが主体的にいじめや不登校問題を解決していくために、親や教師等子どもの教育に携わる大人が果たす役割や支援の在り方について研修するとともに、いじめや不登校問題解決の気運を醸成する。開催に当たってはオンラインを用いるなど、適切な方法を検討する。	教育センター
□	ネット見守り隊	【再掲4コ】 特別監視員にインターネット上に投稿された問題となる事案や書き込み等の監視を依頼し、毎月その結果の報告を受け、問題事案については、学校教育課から各学校に連絡し、指導に当たる。	青少年センター

基本計画における今後のあり方

シ	障がいのある子ども、外国にルーツをもつ子ども、性的少数者、家庭でのあり方等について、一人一人の子どもの事情や背景を踏まえた教育的ニーズを把握し、生活や学習上の課題に応じ、適切に対応します。
---	--

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	青少年悩みの相談	【再掲1タ】 臨床心理士または公認心理士の資格を有する青少年カウンセラー1名で実施する。 A6サイズのヤングテレホン紹介カードを小・中・特別支援学校の各児童生徒に1枚配布する。	教育センター
■	特別支援教育	【再掲4ウ】 各園所で受け入れをする。また、必要に応じて特別支援員を配置し、専門機関とも連絡を密にとり、必要に応じて保育者も同席する。 各園所に特別支援コーディネーターを配置し、校種間の連絡の窓口になったり、保護者の相談に応じたりする。 専門機関より来園・来所してもらい、個々に応じた支援の仕方の指導を受ける。 課主催の巡回相談を開催し、各園所の特別支援に携わるとともに、情報共有することで、必要に応じて関係機関との連携を図る。	教育・保育課
■		【再掲4イ】 専門研修講座の中で特別支援教育に関する研修を複数回企画する。	教育センター
□	発達教育相談	発達に遅れや偏りのある児童生徒について、医師による面接相談を第4金曜日の午後2時～午後5時に実施する。	教育センター
□	あんしん相談・教育相談	【再掲1セ】 指導主事による電話及び面接相談を実施する。支援の必要な子どもや障がいのある方の悩みや支援について、関係各課、学校園所、療育機関と連携し相談支援を実施する。	教育センター

基本計画における今後のあり方

ス	地域とともに子どもを育むため「地域とともにある学校」をめざすとともに様々な媒体を通じ、積極的に情報を発信します。
---	--

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	小学校区内の連絡会（子ども園・保育所・幼稚園・アフタースクール・小学校）	【再掲1ク】 在籍園児の就学先となる小学校へのスムーズな就学に向けて連絡会に参加し、連携を図る。 また、就学後のアフタースクールと小学校との連絡会も実施し、切れ目のない対応を継続する。	教育・保育課

■	園庭開放事業	【再掲2シ】 保育所は月～金曜日、9時から11時まで、幼稚園・こども園は、園の実情に合わせて日時を設定し、子育て家庭に対し、園庭の遊具等を開放し、安全な遊び場を提供することで、子育て支援を行う。	教育・保育課
---	--------	---	--------

基本計画における今後のあり方

セ	教職員等の人権感覚を磨き、一人一人を大切にした学級づくりや人権課題の解決に積極的に取り組む態度の向上を図るため、キャリアステージに応じた専門性と実践的指導力等の向上に向けた取組を充実させます。		
---	--	--	--

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	初任者研修会	【再掲1ア】 初任者を対象に市教委主催で3回の研修(服務・接遇、学習指導、生徒指導、小中一貫教育、人権教育、学級づくり等)を実施する。	学校教育課
□	校内研修会	【再掲1ア】 各学校における、児童生徒の実態をもとに、教員の指導力向上、授業改善等にかかる研修を計画的に実施する。 また、必要に応じて、人権教育担当指導主事による指導助言を行う。	学校教育課
□	中堅教員研修会	【再掲1イ】 専門研修講座の中で、人権に関する研修を実施する。開催方法については、オンライン等の手段も用いて研修機会の確保に努める。	教育センター

②地域

基本計画における今後のあり方

ソ	地域で安心して子育てができる環境をつくるため、子育て中の保護者を対象に、親子の交流を促進する子育てキャラバンの実施や地域住民同士の助け合いで実施するファミリーサポートセンター事業等の普及や啓発を行います。		
---	--	--	--

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	病児・病後児保育	保護者が就労等により子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、「病児・病後児保育室ノア」において、病気の児童を一時的に保育する。 また、制度の周知を図るため、各認定こども園等へパンフレットを配布する。	子育て支援課
□	育児ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を受けたい人(依頼会員)と、育児の援助を行いたい人(協力会員)とが、お互いに会員となって、子どもを預けたり預かたりすることで、子育て中の人を地域で支える。 また、会員数が減少しないよう、広報活動等を行う。	子育て支援課
□	子育てキャラバン	子育て中の親子を対象に遊びや交流の場の提供や子育てに関する情報提供、子育てに悩む保護者からの相談を受けるなど地域の公民館等において「子育てキャラバン」を開催し地域に根ざした子育て支援を行う。	子育て支援課
□	赤ちゃんと絵本のふれあい事業-ブックスタート-	①乳児健診ですべての赤ちゃんと保護者に絵本・バッグ・絵本リストなどをプレゼントし、絵本とふれあいことの大切さを読み聞かせなどによって伝える。 ②1歳6か月児健診で絵本リスト・図書館案内等を配布する。	図書館

基本計画における今後のあり方	
タ	子どもたちに地域の一員としての自覚を持たせるとともに社会性や豊かな人間性を育むため、地域の人との交流活動及び共同学習の充実に努めます。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	地域の行事とのふれあい	公民館に子どもの作品を展示したり、催しに参加したりして、地域との交流を図る。 地域の老人クラブの方と各園所の園児と一緒に花植えをし、ふれあいを深める。	教育・保育課
□	人権の花運動の支援	法務局が実施している人権の花運動を支援することにより、協力、感謝することの大切さ、生命の尊さの実感に加え、子どもと高齢者の顔の見える交流の機会を創出する。	人権推進課

基本計画における今後のあり方	
チ	民生委員・児童委員や地域の方々の協力を得て、虐待やいじめの疑いがある子どもを速やかに発見、保護できるよう関係機関、相談機関への通報方法等の広報、啓発を行います。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	子どものいじめ防止啓発事業	ポスター掲示、パネル展示や、子どもいじめ防止センターだよりを発行し、いじめ防止啓発を行う。	人権推進課
□	いじめ不登校フォーラム	【再掲4ア】 子どもが主体的にいじめや不登校問題を解決していくために、親や教師等子どもの教育に携わる大人が果たす役割や支援の在り方について研修するとともに、いじめや不登校問題解決の気運を醸成する。開催に当たってはオンラインを用いるなど、適切な方法を検討する。	教育センター
■	DVのある家庭の子どもに対する支援	子どもの目の前で行われるDVは、子どもへの虐待にあたるとの認識のもと、要保護児童対策地域協議会と連携し、早期発見、救済に努める。	配偶者暴力相談支援センター

基本計画における今後のあり方	
ツ	子どもが地域で安心して生活できるよう地域の環境を整備するとともに、子育て中の保護者の意見を取り入れた地域づくりを推進します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	一時預かり	【再掲3ツ】 多様な保育需要に対応するため、在園の1号認定児の預かり保育並びに在園児以外の児童に対する一時預かり保育を市内各認定こども園において実施する。市内民間認定こども園12園に対しては、当事業を円滑に進めていくため補助金を交付する。	教育・保育課
■	休日保育事業	【再掲3ツ】 あげぼの認定こども園での実施に対し、当事業を円滑に進めていくため、給付費に加算して支払う。	教育・保育課
□	青少年補導委員による補導活動	各班毎に月2回以上の深夜補導を実施する。また、神社の春・秋の祭礼や地域の夏祭り等に特別巡回補導を実施する。新型コロナウイルス感染症の状況によって、実施方法を検討する。	青少年センター

基本計画における今後のあり方	
テ	地域の素材や人材を活用した教育活動を推進します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	小学生事業「チャレンジ Kids」	小学生が工作や体験教室などの児童館行事を通じて、他地域の児童や異年齢児との交流を行う。	子育て支援課

③企業等

基本計画における今後のあり方	
ト	自尊感情の高揚、社会的自立心の育成、社会活動への参画意識の高揚等「トライやる・ウィーク」等の趣旨を企業に周知するとともに、引き続き企業等との連携強化に努めます。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	トライやる・ウィークの実施	【再掲4エ】 自尊感情の高揚、社会的自立心の育成、社会活動への参画意識の高揚等「トライやる・ウィーク」等の趣旨を企業に周知するとともに、引き続き企業等との連携強化に努める。	学校教育課

④子どもが安全に安心して暮らせる環境づくり

基本計画における今後のあり方	
ナ	子どもの人権が侵害されている状況を把握するための仕組みづくりと啓発に取り組みます。また、子どもの権利を侵害している環境、慣行、意識等に対して改善に向けて働きかけるなど、子どもの人権を守る体制を整備します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	子どものいじめ防止啓発事業	【再掲4チ】 ポスター掲示、パネル展示や、子どもいじめ防止センターだよりを発行し、いじめ防止啓発を行う。	人権推進課
□	いじめ不登校フォーラム	【再掲4ア】 子どもが主体的にいじめや不登校問題を解決していくために、親や教師等子どもの教育に携わる大人が果たす役割や支援の在り方について研修するとともに、いじめや不登校問題解決の気運を醸成する。開催に当たってはオンラインを用いるなど、適切な方法を検討する。	教育センター
■	DVのある家庭の子どもに対する支援	【再掲4チ】 子ども目の前で行われるDVは、子どもへの虐待にあたるとの認識のもと、要保護児童対策地域協議会と連携し、早期発見、救済に努める。	配偶者暴力相談支援センター

基本計画における今後のあり方	
ニ	子どもを犯罪被害から守るため、関連機関との連携を強化し、犯罪に関する情報を共有するなど犯罪被害防止に努めます。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	ネット見守り隊	【再掲4コ】 特別監視員にインターネット上に投稿された問題となる事案や書き込み等の監視を依頼し、毎月その結果の報告を受け、問題事案については、学校教育課から各学校に連絡し、指導に当たる。	青少年センター
□	関係機関との連携	【再掲4サ】 関係機関との連絡調整を行い、必要に応じてケース連絡会議等を実施する。	学校教育課

基本計画における今後のあり方

ヌ	関係機関の連携を強化し、子どもの虐待を予防するとともに救済体制を整備します。
---	--

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	関係機関との連携	【再掲4サ】 関係機関との連絡調整を行い、必要に応じてケース連絡会議等を実施する。	学校教育課
■	専門機関との連携	保健師、家庭相談員、臨床心理士、言語療法士、コーディネーターなど関係機関との連携、連絡を密にとる。	教育・保育課
■	DVのある家庭の子どもに対する支援	【再掲4チ】 子どもの目の前で行われるDVは、子どもへの虐待にあたるとの認識のもと、要保護児童対策地域協議会と連携し、早期発見、救済に努める。	配偶者暴力相談支援センター
□	要保護児童対策地域協議会	児童虐待の早期発見・防止のため、地域の関係機関や関係者が共通認識を持ち、連携を密にして取り組むため設置する。 また、虐待を受けた子どもに限らず、非行児童なども含めた要保護児童や要支援児童等について関係機関と情報交換しながら支援内容を協議する。	子育て支援課

基本計画における今後のあり方

ネ	虐待をはじめとする不適切な監護・養育とならないよう的確に助言・指導できる体制を整備します。
---	---

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	子育て相談事業	子育て支援総合窓口において、子育て支援サービスの利用や子育て不安など子育て全般の相談を受ける。	子育て支援課
□	家庭児童相談事業	子どものしつけや家庭環境など、家庭での養育に関する問題について、専門的な見地から相談指導を行う。	子育て支援課
□	ひとり親家庭相談事業	ひとり親家庭を対象に、子どもの養育や、離婚問題など生活全般に関する相談を行う。また、就労相談や各種資金の貸付等、経済的安定と自立を目指して支援する。	子育て支援課

□	要保護児童対策地域協議会	【再掲4ヌ】 児童虐待の早期発見・防止のため、地域の関係機関や関係者が共通認識を持ち、連携を密にして取り組むため設置する。 また、虐待を受けた子どもに限らず、非行児童なども含めた要保護児童や要支援児童等について関係機関と情報交換しながら支援内容を協議する。	子育て支援課
■	専門機関との連携	【再掲4ヌ】 保健師、家庭相談員、臨床心理士、言語療法士、コーディネーターなど関係機関との連携、連絡を密にとる。	教育・保育課
■	発達専門相談	乳幼児の育児や発達等についての相談を受け、必要に応じて関係機関と連携しながら専門職の相談を実施する。	健康増進課

基本計画における今後のあり方

ノ	貧困の状況にある子どもが、生まれ育った環境などによる不合理な不利益を被ることのないよう、健やかに育成される環境の整備や、教育の機会均等の確保をはじめとする子どもの貧困対策を総合的に推進します。
---	--

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	子どもの貧困対策事業	ネグレクト等により家庭での養育が十分でない要支援児童を対象に、生活力の向上のため、子ども料理教室を開催する。また、宅食を実施し、食品配達をきっかけに子どもの様子を確認し、見守りや必要な支援につなげる。	子育て支援課

⑤相談体制の充実・強化

基本計画における今後のあり方

ハ	いじめ、不登校、引きこもり等についての相談体制を整備し、心理面のサポートや人間関係をはじめとする環境調整の継続的かつ、きめ細かな支援に取り組みます。
---	--

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	家庭訪問・個人相談	【再掲2ナ】 地区の事情を踏まえて、保育・子育てに関して、子どもや保護者の必要に応じて個人懇談や家庭訪問を行う。	教育・保育課
□	青少年悩みの相談	【再掲1タ】 臨床心理士または公認心理士の資格を有する青少年カウンセラー1名で実施する。 A6サイズのヤングテレホン紹介カードを小・中・特別支援学校の各児童生徒に1枚配布する。	教育センター

基本計画における今後のあり方

ヒ	虐待やいじめの相談窓口の周知に努め、子ども自身が安心して相談できるよう啓発します。
---	---

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	子どものいじめ相談	いじめに特化した相談窓口を開設し、電話、面接及びメールによる相談を実施する。	人権推進課

⑥センター機能の充実

基本計画における今後のあり方	
フ	青少年を有害な環境から守るため、補導活動、有害環境浄化運動、広報・啓発活動、研修会の実施を関係機関と連携しながら実施するため「三木市青少年センター」の機能を充実させます。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	青少年悩みの相談	【再掲1タ】 臨床心理士または公認心理士の資格を有する青少年カウンセラー1名で実施する。 A6サイズのヤングテレホン紹介カードを小・中・特別支援学校の各児童生徒に1枚配布する。	教育センター
□	PTAパトロール	年3回、市内中学校PTA役員、小学校PTA役員、更生保護女性会、補導委員会役員と青少年センター職員が参加し、量販店で店舗内パトロールと啓発グッズ等の配布を行い、青少年の健全育成及び非行・被害防止に向けた取組を実施する。	青少年センター
□	青少年補導委員による補導活動	【再掲4ツ】 各班毎に月2回以上の深夜補導を実施する。また、神社の春・秋の祭礼や地域の夏祭り等に特別巡回補導を実施する。新型コロナウイルス感染症の状況によって、実施方法を検討する。	青少年センター
□	青少年健全育成ポスターによる啓発	青少年自身が作成した作品をポスターにするために、小・中・特別支援学校へ作品募集の依頼を行い実施する。	青少年センター
□	ネット見守り隊	【再掲4コ】 特別監視員にインターネット上に投稿された問題となる事案や書き込み等の監視を依頼し、毎月その結果の報告を受け、問題事案については、学校教育課から各学校に連絡し、指導に当たる。	青少年センター
□	有害図書回収（白ポスト巡回点検）	県が制定している青少年愛護条例の概略版を配布し、青少年健全育成に係わる認識を深めると共に、青少年に有害とされる図書類等の回収に当たった。各白ポストを月2回程度点検できるように毎月第1週月・木、第2週火・金、第3週月・木、第4週火・金曜日の計8回、点検回収する。	青少年センター

基本計画における今後のあり方	
へ	子どもの命と人権を守るため、「三木市子どもいじめ防止センター」と学校など関係機関が連携し、いじめの防止及び解決を図り、いじめは絶対に許さないまちづくりを推進し、子どもが安心して生活し育つ環境をつくります。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	子どものいじめ防止啓発事業	【再掲4チ】 ポスター掲示、パネル展示や、子どもいじめ防止センターだよりを発行し、いじめ防止啓発を行う。	人権推進課
■	子どものいじめ相談	【再掲4ヒ】 いじめに特化した相談窓口を開設し、電話、面接及びメールによる相談を実施する。	人権推進課
■	子どものいじめ防止教育	【再掲4ケ】 中学生を対象に弁護士による出前授業、小学生、市民、教員等を対象に出前ミニ講座、PTAを対象に講演会等を実施し、いじめ防止教育を行う。	人権推進課

人権尊重のまちづくりの展開

①子どもの意見を大切にしまちづくり

基本計画における今後のあり方	
ホ	意見を言う権利、表現する自由、情報発信する自由など子どもの意見表明権を尊重するとともに、子どもが社会の重要な構成員であるとの認識と自覚を培っていくために、子どもの意見を大切にしまちづくりに取り組みます。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課

②地域社会での体験活動の充実

基本計画における今後のあり方	
マ	子どもを健やかに育むため、地域社会の中で多様な人間関係に支えられた豊富な体験活動の機会の充実に努めます。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	子育てキャラバン	【再掲4ソ】 子育て中の親子を対象に遊びや交流の場の提供や子育てに関する情報提供、子育てに悩む保護者からの相談を受けるなど地域の公民館等において「子育てキャラバン」を開催し地域に根ざした子育て支援を行う。	子育て支援課
■	公共交通教室	依頼に基づき市内小学校、シルバー教室等を対象とした公共交通教室を開催する。	交通政策課
■	園庭開放事業	【再掲2シ】 保育所は月～金曜日、9時から11時まで、幼稚園・こども園は、園の実情に合わせて日時を設定し、子育て家庭に対し、園庭の遊具等を開放し、安全な遊び場を提供することで、子育て支援を行う。	教育・保育課
■	未就園児応援事業	【再掲2ナ】 認定こども園、幼稚園において、通園していない乳幼児に対し、親子で遊んだり、園児と触れ合ったり、保護者同士の交流を深めるための場を提供する。	教育・保育課
■	地域の行事とのふれあい	【再掲タ】 公民館に子どもの作品を展示したり、催しに参加したりして、地域との交流を図る。 地域の老人クラブの方と各園所の園児と一緒に花植えをし、ふれあいを深める。	教育・保育課
■	乳幼児・家庭教育学級	公民館において乳幼児教育・保護者教育学級を実施する。	生涯学習課
■	子育てグループの活動場所の提供	子育てグループに公民館の場所を提供して活動を支援する。	生涯学習課

③地域とともにある園(所)・学校づくりの推進

基本計画における今後のあり方	
ミ	学校、保護者、地域がより一層連携し、地域全体で子どもを育むことにより、子どもが将来育った場所で活躍できるような体制づくりを推進します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	三木市子ども・子育て支援事業計画の進行管理	みきっ子未来応援協議会において、令和2年4月を始期とする第二期三木市子ども・子育て支援事業計画の進捗管理を行う。	子育て支援課
□	三木市ふれあいサロン活動促進事業	地域で広く開かれ、見守りや共に支え合う集いの場を作り、高齢者、障がいのある方や児童及びその保護者並びに家に閉じこもりがちな方が地域でいきいきとした生活を送るためのサロン活動を支援する。	福祉課

5 高齢者の人権

人権教育・啓発の推進

①学校等

基本計画における今後のあり方	
ア	園(所)・学校では、発達段階に応じて高齢者の今のありよう(困ることや喜びなど)やこれまで高齢者が培ってきた知識や経験(体験)などを子どもたちに伝えていきます。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	地域文化伝承事業	認定こども園や小、中学校等で地域文化の伝承を行い、世代間交流ができるように指導者派遣を支援する。	福祉課

基本計画における今後のあり方	
イ	高齢者との共同活動や交流などの体験を通して、「顔」の見える一人一人の出会いを大切にしたい学びを推進します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	人権の花運動の支援	【再掲4タ】 法務局が実施している人権の花運動を支援することにより、協力、感謝することの大切さ、生命の尊さの実感に加え、子どもと高齢者の顔の見える交流の機会を創出する。	人権推進課

基本計画における今後のあり方	
ウ	認知症の人を含む高齢者への理解を深める福祉学習を推進します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	学校等における認知症サポーター養成講座の開催	認知症は誰もが関わる可能性のある身近なものであることを社会全体で認識し、できるだけ早い段階から認知症を知り、理解を深めるために、学校教育を通じて、子どもや若者に向けた認知症サポーター養成講座を開催する。	介護保険課

②職場

基本計画における今後のあり方	
エ	介護が必要な高齢者が地域で暮らすためには、家族の協力が必要であることから、職場で介護休暇を安心して取得できるよう、企業等に対して啓発します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	育児休業・介護休業制度の普及啓発	【再掲3エ】 労働・雇用関係機関の資料配布等により啓発を行う。	商工振興課

人権行政・施策の推進

①学校等

基本計画における今後のあり方	
オ	学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業を推進する中で、高齢者の参画を促し、地域の子どもを情緒豊かに育てることにより、高齢者のいきがいくりに努めます。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	生きがいくりと社会参加の促進	高齢者に適した仕事を提供するシルバー人材センターや社会参加や生きがいくりのために各種講座を開設する高齢者福祉センターの運営を支援する。	福祉課
□	地域文化伝承事業	【再掲5ア】 認定こども園や小、中学校等で地域文化の伝承を行い、世代間交流ができるように指導者派遣を支援する。	福祉課

②地域

基本計画における今後のあり方	
カ	高齢者福祉・介護のサービス事業者、行政、住民が連携し、地域全体で高齢者やその家族を支えることのできる地域福祉のネットワーク構築に努めます。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	緊急通報体制整備事業	介護保険課と協力し、今後も緊急通報システムからの緊急受信に対応する。	消防本部
□	社会福祉協議会との連携	災害時要援護者の安全を図るため、行政や地域などとの連携を強化する。	福祉課
□		社会福祉協議会からの専門職員の派遣やデイサービスセンター及び在宅介護支援センターの運営管理を指定管理委託することで、社会福祉協議会の経験とネットワークを活かし、より手厚い高齢者福祉を推進する。	介護保険課
□	介護支援専門員の資質向上	介護支援専門員を対象とした研修会についてオンラインでの開催を実施し、参加の機会を確保する。	介護保険課
□	家族介護支援事業(家族介護教室)	市民が自ら介護予防ができ、高齢者や介護者を支えることができるよう、適切な介護知識・技術の習得・外部サービスの適切な利用方法の習得を図る。	介護保険課
□	認知症高齢者対応型グループホーム	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)が適正な運営を行うよう指導し、また、入居者の自分らしい暮らしの確保ができるよう、継続して認知症対応型共同生活介護(グループホーム)が主催する運営推進会議に参加する。	介護保険課
□	地域ケア会議	地域包括ケアシステムの推進に向けて、地域ケア会議で①自立支援事例②困難・認知症事例をそれぞれ検討し、事例から出てきた課題を分析していく。また、課題の抽出に向けて事例テーマの設定も行う。	介護保険課

□	生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを配置し、協議体を中心に、高齢者等が地域で安心して暮らしていくための支え合いの地域づくりを進める。また、未設置の圏域(地域)については、設置に向けた支援をしていく。	介護保険課
□	地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるよう地域包括ケアシステムの構築を推進する。また、システムの充実に向けて各関係機関や多職種との連携を深める。	介護保険課
■	災害時要援護者支援体制の整備	災害時要援護者及び高齢者のうち、スマートフォンや携帯電話をお持ちでない方への情報伝達手段として、固定電話・FAXを利用した緊急通報システムを導入する。	危機管理課
□	命のカプセル	命のカプセルについて広報活動を行い、利用促進を図る。 災害時だけでなく緊急事態時の迅速な救命活動を行う際に、非常に効率的なため、一人でも多くの方に利用いただけるよう普及に努める。	危機管理課
□	地域健康・介護・福祉巡回教室(相談)	地域で介護予防教室や家族介護教室を実施し、身近な相談窓口として周知・対応を行う。また、地域ごとに住民が課題としてとらえている内容に沿って実施する。	介護保険課

基本計画における今後のあり方

キ	公共施設や民間建築物、道路、公園、住宅等のバリアフリー化を進めます。
---	------------------------------------

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	道路改築事業 社会資本整備総合交付金事業(国庫補助)	次の路線においてバリアフリー法に基づく歩道設置を含めて、改良計画を進める。 ・加佐草加野線 ・岩宮大村線	道路河川課
□	道路維持補修事業 道路側溝修繕事業	要望箇所及び危険箇所について、道路側溝修繕工事等を市内全域で実施し、高齢者及び障がい者等の安全な生活環境を整備する。	道路河川課
□	生活道路整備事業 生活道路の改良、路側整備事業	次の工事を実施し、高齢者及び障がい者等の安全な生活環境を整備する。 ・要望箇所及び危険箇所について、路側整備工事を市内全域で実施。	道路河川課
□	福祉のまちづくり事業 歩道の設置・改良及び交差点改良事業	緑が丘地域等でバリアフリー法に基づく段差解消工事を実施する。 花尻城山線の自転車レーン整備に伴い、歩道の段差解消にも取り組む予定としている。 福井加佐線において、歩道整備を行い高齢者、障がい者及び児童生徒等の安全な通行を促進する。	道路河川課
□	交通安全施設整備事業 道路区画線、防護柵等設置事業	要望箇所及び危険箇所について、道路区画線、防護柵等の安全施設工事を実施し、高齢者及び障がい者等の安全な生活環境を整備する。	道路河川課
■	市営住宅のバリアフリー化	市営住宅の共用部分であるスロープや手すり等の設置状況を確認し、不具合等が発生していないか点検を行う。	建築住宅課
□	福祉のまちづくり事業	特定施設等の建築時に兵庫県福祉のまちづくり条例に基づいて、高齢者や障がい者などすべての人が安全・安心に利用できるよう指導する。	福祉課

□	住宅改造助成事業	住宅改造助成(一般型・特別型)を継続して実施するとともに、助成制度の更なる周知を図る。	介護保険課
---	----------	---	-------

基本計画における今後のあり方

ク	地域住民が共に支え合い、高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して心豊かに暮らしていける地域づくりを推進します。
---	--

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	高齢者夫婦・ひとり暮らし高齢者宅等の防火指導及び防災機器の普及	住宅用火災警報器の適切な維持管理方法について、広報誌、チラシ等を用いて火災予防啓発を行う。また、調理器具、暖房器具等の火気取扱いについてもデイサービスセンター等の自衛消防訓練実施時に、直接防火指導を行う。	消防本部
□	社会福祉協議会との連携	【再掲5カ】 災害時要援護者の安全を図るため、行政や地域などとの連携を強化する。	福祉課
□		【再掲5カ】 社会福祉協議会からの専門職員の派遣やデイサービスセンター及び在宅介護支援センターの運営管理を指定管理委託することで、社会福祉協議会の経験とネットワークを活かし、より手厚い高齢者福祉を推進する。	介護保険課
□	緊急通報体制整備事業	緊急通報装置設置により、緊急時の対応や月に一度の安否確認の電話を実施して、ひとり暮らし高齢者等の状態の確認を行う。令和3年度より、同居するすべての世帯員が65歳以上で、寝たきり、認知症等により緊急時の通報が困難である者に対象者を拡充したので、制度の更なる周知を図る。	介護保険課
□	地域ボランティアとの連携	住民が主体となり開催する認知症カフェに地域包括支援センターの職員が専門職として参加し、認知症の人やその家族が地域の中で安心して暮らせるよう連携を図る。 また、今年度から「認知症カフェ運営補助金」を新設し、ボランティア活動を支援する。	介護保険課
□	地域包括ケアシステム	【再掲5カ】 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるよう地域包括ケアシステムの構築を推進する。また、システムの充実に向けて各関係機関や多職種との連携を深める。	介護保険課

③高齢者が安全に安心して暮らせる環境づくり

基本計画における今後のあり方

ケ	高齢者の尊厳の保持と自立生活支援の目的の下、可能な限り住み慣れた地域で、その人らしく自立した暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制を構築します。
---	--

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	公共交通教室	【再掲4マ】 依頼に基づき市内小学校、シルバー教室等を対象とした公共交通教室を開催する。	交通政策課

■	公共交通の整備	神戸電鉄福祉パスの交付により高齢者及び障がい者の社会参加を促進し、生きがいきくりと自立の支援を図る。 吉川地域において、令和3年4月1日から運行を開始した「チョイソコみき」(デマンド型交通)の利用状況を分析・評価し、適宜見直しを実施する。	交通政策課
□	社会福祉協議会との連携	【再掲5カ】 災害時要援護者の安全を図るため、行政や地域などとの連携を強化する。	福祉課
□		【再掲5カ】 社会福祉協議会からの専門職員の派遣やデイサービスセンター及び在宅介護支援センターの運営管理を指定管理委託することで、社会福祉協議会の経験とネットワークを活かし、より手厚い高齢者福祉を推進する。	介護保険課
□	生活支援事業	要援護高齢者の自立支援及び保健福祉の向上のため、軽度生活支援事業や外出支援サービス等の在宅サービス事業を実施する。	介護保険課
□	家族介護支援事業	月1回、交流会を開催し、介護の方法を学んだり、日頃の思いを話し合ったり、情報交換を行う。また、おむつ等の介護用品の支給事業も実施する。	介護保険課
□	成年後見制度利用支援事業	身寄りのない認知症等の高齢者が成年後見制度を利用する場合に、申立費用等を助成する。	介護保険課
□	市広報やガイドブック、パンフレット等の作成による制度の周知徹底	広報7月号で介護保険事業の取組みを掲載する。 また、介護保険のわかりやすいガイドブックを作成し、65歳以上の方がおられる世帯に1冊送付する。	介護保険課
□	緊急通報体制整備事業	【再掲5ク】 緊急通報装置設置により、緊急時の対応や月に一度の安否確認の電話を実施して、ひとり暮らし高齢者等の状態の確認を行う。令和3年度より、同居するすべての世帯員が65歳以上で、寝たきり、認知症等により緊急時の通報が困難である者に対象者を拡充したので、制度の更なる周知を図る。	介護保険課
□	介護サービス事業者一覧の作成	市内事業者の新設・廃止に伴う一覧表の改訂を行い、市のホームページに掲載するとともに、窓口等で配布する。	介護保険課
□	介護支援専門員の資質向上	【再掲5カ】 介護支援専門員を対象とした研修会についてオンラインでの開催を実施し、参加の機会を確保する。	介護保険課
□	第三者評価事業	地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護と小規模多機能居宅介護事業者に対し、年1回の評価を行うよう指導し、サービス提供者へ人権意識を高めるよう促していく。	介護保険課
□	徘徊高齢者・家族支援サービス	徘徊高齢者家族支援サービス(位置情報提供・現場急行サービス)を、対象者に対し継続して実施する。	介護保険課
□	高齢者虐待に対する相談・対応事業	困難事例や虐待を把握した場合は、専門職種が相互に連携して、早期に対応、支援を行う。 また、虐待相談受理後から終結までに行われる支援について、警察や他課、関係機関と情報共有が得られるように連携を深めていく。	介護保険課
□	高齢者総合相談事業	地域包括支援センター(本庁、西部サブセンター、吉川サブセンター)と身近な相談窓口である在宅介護支援センター(9か所)で相談業務を行い、連携を図る。 また、相談内容が複雑で複数の課題を抱えていることが多く、他課や関係機関と協働してスムーズな支援を行う。	介護保険課

□	成年後見支援センター	認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分になり、自分自身では契約や財産管理が難しい人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、相談業務や制度の説明、関係機関の紹介を行う。 また、運営協議会や各関係機関との連携を図りネットワークの強化を図る。	介護保険課
□	生活支援体制整備事業	【再掲5カ】 生活支援コーディネーターを配置し、協議体を中心に、高齢者等が地域で安心して暮らしていくための支え合いの地域づくりを進める。また、未設置の圏域(地域)については、設置に向けた支援をしていく。	介護保険課
□	地域包括ケアシステム	【再掲5カ】 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるよう地域包括ケアシステムの構築を推進する。また、システムの充実に向けて各関係機関や多職種との連携を深める。	介護保険課
■	災害時要援護者支援体制の整備	【再掲5カ】 災害時要援護者及び高齢者のうち、スマートフォンや携帯電話をお持ちでない方への情報伝達手段として、固定電話・FAXを利用した緊急通報システムを導入する。	危機管理課
□	命のカプセル	【再掲5カ】 命のカプセルについて広報活動を行い、利用促進を図る。 災害時だけでなく緊急事態時の迅速な救命活動を行う際に、非常に効率的なため、一人でも多くの方に利用いただけるよう普及に努める。	危機管理課

基本計画における今後のあり方

高齢者虐待は、高齢者の尊厳を著しく傷つける人権侵害であるため、「高齢者虐待防止法」に基づき、家庭内、施設内等での高齢者虐待を防止する施策を推進します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	高齢者虐待に対する相談・対応事業	【再掲5ケ】 困難事例や虐待を把握した場合は、専門職種が相互に連携して、早期に対応、支援を行う。 また、虐待相談受理後から終結までに行われる支援について、警察や他課、関係機関と情報共有が得られるように連携を深めていく。	介護保険課
□	高齢者虐待防止事業	相談者本人やその家族、地域住民、介護サービス事業者、医療機関等にパンフレットの配布や広報誌を活用して、高齢者虐待に関する知識や相談窓口の啓発を行う。	介護保険課
□	高齢者総合相談事業	【再掲5ケ】 地域包括支援センター(本庁、西部サブセンター、吉川サブセンター)と身近な相談窓口である在宅介護支援センター(9か所)で相談業務を行い、連携を図る。 また、相談内容が複雑で複数の課題を抱えていることが多く、他課や関係機関と協働してスムーズな支援を行う。	介護保険課

基本計画における今後のあり方

認知症に対する正しい知識と理解をもち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに取り組みます。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	地域ボランティアとの連携	【再掲5ク】 住民が主体となり開催する認知症カフェに地域包括支援センターの職員が専門職として参加し、認知症の人やその家族が地域の中で安心して暮らせるよう連携を図る。 また、今年度から「認知症カフェ運営補助金」を新設し、ボランティア活動を支援する。	介護保険課

基本計画における今後のあり方

シ	介護保険制度の円滑な実施と介護予防、健康づくり、生活支援の取組を一体的に進めます。		
---	---	--	--

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	みっきい☆いきいき体操の普及啓発	みっきい☆いきいき体操の普及啓発のために新たにポスターを作成し、各地区や市内の病院・事業所等に対して掲示を依頼し、参加者の増加を図る。 また、コロナによる活動自粛解除後には、通いの場の再開に向けてモチベーションが保てるよう教室生に寄り添い支援する。	介護保険課
□	市広報やガイドブック、パンフレット等による制度の周知徹底	【再掲5ケ】 広報7月号で介護保険事業の取組みを掲載する。 また、介護保険のわかりやすいガイドブックを作成し、65歳以上の方がおられる世帯に1冊送付する。	介護保険課
□	福祉電話貸出事業	福祉電話の貸出を継続して実施する。	介護保険課
□	社会福祉協議会との連携	【再掲5カ】 社会福祉協議会からの専門職員の派遣やデイサービスセンター及び在宅介護支援センターの運営管理を指定管理委託することで、社会福祉協議会の経験とネットワークを活かし、より手厚い高齢者福祉を推進する。	介護保険課
□	地域健康・介護・福祉巡回教室(相談)	【再掲5カ】 地域で介護予防教室や家族介護教室を実施し、身近な相談窓口として周知・対応を行う。また、地域ごとに住民が課題としてとらえている内容に沿って実施する。	介護保険課

基本計画における今後のあり方

ス	高齢者の人権に配慮した自立支援を促進するため、生活困窮者支援対策の推進や成年後見制度、権利擁護制度の活用を図ります。		
---	--	--	--

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	成年後見制度利用支援事業	【再掲5ケ】 身寄りのない認知症等の高齢者が成年後見制度を利用する場合に、申立費用等を助成する。	介護保険課
□	高齢者総合相談事業	【再掲5ケ】 地域包括支援センター(本庁、西部サブセンター、吉川サブセンター)と身近な相談窓口である在宅介護支援センター(9か所)で相談業務を行い、連携を図る。 また、相談内容が複雑で複数の課題を抱えていることが多く、他課や関係機関と協働してスムーズな支援を行う。	介護保険課

④相談体制の充実・強化

基本計画における今後のあり方	
セ	高齢者の人権に配慮しながら保健、福祉、医療、介護の連携を強化し、高齢者やその家族の相談体制を充実します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	社会福祉協議会との連携	【再掲5カ】 災害時要援護者の安全を図るため、行政や地域などとの連携を強化する。	福祉課
□	高齢者虐待に対する相談・対応事業	【再掲5ケ】 困難事例や虐待を把握した場合は、専門職種が相互に連携して、早期に対応、支援を行う。 また、虐待相談受理後から終結までに行われる支援について、警察や他課、関係機関と情報共有が得られるように連携を深めていく。	介護保険課
□	高齢者総合相談事業	【再掲5ケ】 地域包括支援センター（本庁、西部サブセンター、吉川サブセンター）と身近な相談窓口である在宅介護支援センター（9か所）で相談業務を行い、連携を図る。 また、相談内容が複雑で複数の課題を抱えていることが多く、他課や関係機関と協働してスムーズな支援を行う。	介護保険課
□	健康相談 ・成人保健相談	総合保健福祉センター及び吉川健康福祉センターにおいて、成人保健相談を実施し、市民の心身の健康に関する個別の相談に応じ、個々のライフステージに合わせた生活の改善に必要な指導及び助言を行う。	健康増進課

⑤地域包括支援センター機能の充実

基本計画における今後のあり方	
ソ	高齢者の人権に配慮するため、相談機能を充実させるとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の中心として機能を充実します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	窓口での苦情等相談	介護保険課、地域包括支援センターにおいて苦情等の相談に応じ、問題解決に向けて、迅速かつわかりやすい言葉で説明するなど相手の立場に立った対応に努める。	介護保険課
□	介護支援専門員の資質向上	【再掲5カ】 介護支援専門員を対象とした研修会についてオンラインでの開催を実施し、参加の機会を確保する。	介護保険課
□	高齢者総合相談事業	【再掲5ケ】 地域包括支援センター（本庁、西部サブセンター、吉川サブセンター）と身近な相談窓口である在宅介護支援センター（9か所）で相談業務を行い、連携を図る。 また、相談内容が複雑で複数の課題を抱えていることが多く、他課や関係機関と協働してスムーズな支援を行う。	介護保険課

□	地域包括ケアシステム	【再掲5カ】 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるよう地域包括ケアシステムの構築を推進する。また、システムの充実に向けて各関係機関や多職種との連携を深める。	介護保険課
---	------------	---	-------

人権尊重のまちづくりの展開

①高齢者の社会参加の促進

基本計画における今後のあり方			
タ	高齢者が培ってきた知識と経験を生かした社会参加と世代間交流を進めるとともに、高齢者自らが社会に貢献できる活動を推進します。		

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	生きがいつくりと社会参加の促進	【再掲5オ】 高齢者に適した仕事を提供するシルバー人材センターや社会参加や生きがいつくりのために各種講座を開設する高齢者福祉センターの運営を支援する。	福祉課
□	地域文化伝承事業	【再掲5ア】 認定こども園や小、中学校等で地域文化の伝承を行い、世代間交流ができるように指導者派遣を支援する。	福祉課
□	高齢者ボランティアポイント事業	高齢者の社会参加を促し、いきいきとした地域を作るためボランティアポイント事業を実施する。また、市の広報やホームページに掲載するなど、当事業の普及啓発に努めるとともに新規登録者・新規施設の募集を強化する。	介護保険課
□	高齢者ファミリーサポートセンター事業	事業の普及啓発と協力会員の増加に努める。	介護保険課
□	育児ファミリーサポートセンター事業	【再掲4ソ】 育児の援助を受けたい人(依頼会員)と、育児の援助を行いたい人(協力会員)とが、お互いに会員となって、子どもを預けたり預かったりすることで、子育て中の人を地域で支える。 また、会員数が減少しないよう、広報活動等を行う。	子育て支援課
■	三世代交流事業	三世代交流事業として、文化・体育を中心とした事業を実施する。	生涯学習課
■	みっきい生涯学習講師団事業	市民から申込みのあった各種事業に講師を派遣し活動を推進する。	生涯学習課

基本計画における今後のあり方			
チ	高齢者が健康でいきいきと暮らせるよう、就労はもとより、趣味・スポーツ活動など地域社会と連携を図りながら社会参加を促進します。		

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	生きがいつくりと社会参加の促進	【再掲5オ】 高齢者に適した仕事を提供するシルバー人材センターや社会参加や生きがいつくりのために各種講座を開設する高齢者福祉センターの運営を支援する。	福祉課

□	老人クラブ助成事業	地域の中で、高齢者の健康づくりや社会奉仕活動をするための支援をしていく。	福祉課
■	三世代交流事業	【再掲5タ】 三世代交流事業として、文化・体育を中心とした事業を実施する。	生涯学習課
■	みつきい生涯学習講師団事業	【再掲5タ】 市民から申込みのあった各種事業に講師を派遣し活動を推進する。	生涯学習課
■	高齢者教室	各公民館において高齢者教室を実施する。	生涯学習課
■	高齢者大学運営助成	運営補助金を交付するとともに、地域づくりに活躍する人材の育成を目標にカリキュラム作成に取り組む。	生涯学習課
■	高齢者大学院運営助成	運営補助金を交付するとともに、地域づくりに活躍する人材の育成を目標にカリキュラム作成に取り組む。	生涯学習課

基本計画における今後のあり方

ッ	高齢者にやさしいまちづくりを進めます。
---	---------------------

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	ふれあい収集	広報みきやホームページ等で制度の周知に努めるとともに、引き続きサービスの提供を行う。	環境課
□	粗大ごみ戸別収集	高齢化率の上昇に伴い年々対象世帯の増加が見込まれるため、引き続き対象者へサービスの提供を行う。	環境課
■	公共交通の整備	【再掲5ケ】 神戸電鉄福祉パスの交付により高齢者及び障がい者の社会参加を促進し、生きがいつくりと自立の支援を図る。 吉川地域において、令和3年4月1日から運行を開始した「チョイソコみき」(デマンド型交通)の利用状況を分析・評価し、適宜見直しを実施する。	交通政策課
○	対面朗読	朗読ボランティアの協力により、活字での読書が困難な方に対して、毎月第1木曜日に対面朗読を実施する。	図書館

②交流の場づくり

基本計画における今後のあり方

テ	地域で行っている「ふれあいサロン」や「認知症カフェ」など高齢者が交流できる場づくりとともに、さらに障害の有無を問わず多世代がふれあうなど、支え助け合いを進めるため、住民主体の地域活動を支援します。
---	--

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	三木市ふれあいサロン活動促進事業	【再掲4ミ】 地域で広く開かれ、見守りや共に支え合う集いの場を作り、高齢者、障がいのある方や児童及びその保護者並びに家に閉じこもりがちの方が地域でいきいきとした生活を送るためのサロン活動を支援する。	福祉課
□	市民活動支援事業	高齢者見守りやサロン活動を含む地域づくりのための公益活動を自主的に行う団体の立ち上げを促進するため支援金を交付する。	市民協働課

6 障がい者の人権

人権教育・啓発の推進

①学校等

基本計画における今後のあり方	
ア	障害の有無にかかわらず、違いを理解し、自他の人権を尊重し、支え合う共生の心を育成します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	特別支援教育の理解・啓発の推進	各教科、総合的な学習、学校行事等で障がいのある児童生徒との交流及び共同学習を実施する。 教職員、保護者への理解・啓発について継続した取組を進める。	学校教育課
■	特別支援教育	【再掲4ウ】 各園所で受け入れをする。また、必要に応じて特別支援員を配置し、専門機関とも連絡を密にとり、必要に応じて保育者も同席する。 各園所に特別支援コーディネーターを配置し、校種間の連絡の窓口になったり、保護者の相談に応じたりする。 専門機関より来園・来所してもらい、個々に応じた支援の仕方の指導を受ける。 課主催の巡回相談を開催し、各園所の特別支援に携わるとともに、情報共有することで、必要に応じて関係機関との連携を図る。	教育・保育課

基本計画における今後のあり方	
イ	保護者や地域などに対して、障害に対する正しい理解や、障がいのある子どもとない子どもとが共に学ぶことの意義などについて広く啓発していきます。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	専門研修講座	【再掲1イ】 専門研修講座の中で人権に関する研修を実施する。開催方法については、オンライン等の手段も用いて研修機会の確保に努める。	教育センター
■	特別支援教育	【再掲4シ】 専門研修講座の中で特別支援教育に関する研修を複数回企画する。	教育センター
■	特別支援教育の理解・啓発の推進	【再掲6ア】 各教科、総合的な学習、学校行事等で障がいのある児童生徒との交流及び共同学習を実施する。 教職員、保護者への理解・啓発について継続した取組を進める。	学校教育課

②職場

基本計画における今後のあり方	
ウ	企業等に対して、「障害者差別解消法」や「障害者雇用促進法」などの趣旨を踏まえ、障がい者に対する理解を深めるための教育・啓発を進めます。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	障がい者雇用に対する企業への啓発	障がい者雇用に関する資料を市内企業に配布し、啓発を行う。	商工振興課

□	障がい者雇用に対する企業への啓発事業	企業の理解を求め障がい者雇用を促進する。	障害福祉課
■	障害者差別解消法に基づく障害者差別解消事業	「障害者差別解消支援地域協議会」を設置し、障がい者差別の解消を図る取組を実施する。 また、障害福祉課内に「相談窓口」を設置し、相談業務を実施する。	障害福祉課

人権行政・施策の推進

①学校等

基本計画における今後のあり方			
エ	障がいのある子どもの教育を受ける権利を保障するため、市は学校等と共に本人や保護者の意見を尊重し、障がいのある子どもに対する合理的配慮を提供します。		

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	特別支援教育	【再掲4ウ】 各園所で受け入れをする。また、必要に応じて特別支援員を配置し、専門機関とも連絡を密にとり、必要に応じて保育者も同席する。 各園所に特別支援コーディネーターを配置し、校種間の連絡の窓口になったり、保護者の相談に応じたりする。 専門機関より来園・来所してもらい、個々に応じた支援の仕方の指導を受ける。 課主催の巡回相談を開催し、各園所の特別支援に携わるとともに、情報共有することで、必要に応じて関係機関との連携を図る。	教育・保育課
■		【再掲4イ】 専門研修講座の中で特別支援教育に関する研修を複数回企画する。	教育センター
□	学校施設整備事業	自由が丘小学校のトイレを洋式化するため改修工事を行う。	教育施設課

基本計画における今後のあり方			
オ	教育活動全般を通じて、障がいのある子どもとない子どもとが共に学び、かかわり合い、成長していけるよう積極的に学びの機会を設けます。		

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	特別支援教育の理解・啓発の推進	【再掲6ア】 各教科、総合的な学習、学校行事等で障がいのある児童生徒との交流及び共同学習を実施する。 教職員、保護者への理解・啓発について継続した取組を進める。	学校教育課
■	特別支援教育	【再掲4イ】 専門研修講座の中で特別支援教育に関する研修を複数回企画する。	教育センター

②地域

基本計画における今後のあり方			
カ	障がい者が社会の構成員として、地域の中で自分らしく暮らせるよう、生活の場づくりとしてグループホーム等への支援や、働く場・活動の場づくりとして就労相談や小規模作業所等への支援を行います。		

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	地域生活支援事業	日常生活用具の給付、移動支援、障がい児支援を含めた日中一時支援、更生訓練費の支給など障がい者と障がい児が地域で安心して生活できるように支援していく。	障害福祉課
□	障害福祉サービス事業	日常生活用具の給付、移動支援、日中一時支援、更生訓練費の支給など障がい者と障がい児が地域で安心して生活できるように支援していく。	障害福祉課
■	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築事業	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健、医療、福祉等の関係者による協議の場の設置について検討する。	障害福祉課

基本計画における今後のあり方

キ	障がい者が社会参加でき、安全で快適な生活を送るため、公共施設や民間建築物、道路、公園、住宅等のバリアフリー化を推進します。
---	---

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	道路改築事業 社会資本整備総合交付金事業(国庫補助)	【再掲5キ】 次の路線においてバリアフリー法に基づく歩道設置を含めて、改良計画を進める。 ・加佐草加野線 ・岩宮大村線	道路河川課
□	道路維持補修事業 道路側溝修繕事業	【再掲5キ】 要望箇所及び危険箇所について、道路側溝修繕工事等を市内全域で実施し、高齢者及び障がい者等の安全な生活環境を整備する。	道路河川課
□	生活道路整備事業 生活道路の改良、路側整備事業	【再掲5キ】 次の工事を実施し、高齢者及び障がい者等の安全な生活環境を整備する。 ・要望箇所及び危険箇所について、路側整備工事を市内全域で実施。	道路河川課
□	福祉のまちづくり事業 歩道の設置・改良及び交差点改良事業	【再掲5キ】 緑が丘地域等でバリアフリー法に基づく段差解消工事を実施する。 花尻城山線の自転車レーン整備に伴い、歩道の段差解消にも取り組む予定としている。 福井加佐線において、歩道整備を行い高齢者、障がい者及び児童生徒等の安全な通行を促進する。	道路河川課
□	交通安全施設整備事業 道路区画線、防護柵等設置事業	【再掲5キ】 要望箇所及び危険箇所について、道路区画線、防護柵等の安全施設工事を実施し、高齢者及び障がい者等の安全な生活環境を整備する。	道路河川課
■	公共交通の整備	【再掲5ケ】 神戸電鉄福祉パスの交付により高齢者及び障がい者の社会参加を促進し、生きがいづくりと自立の支援を図る。 吉川地域において、令和3年4月1日から運行を開始した「チョイソコみき」(デマンド型交通)の利用状況を分析・評価し、適宜見直しを実施する。	交通政策課
■	障がい者仕様の市営住宅の供給	市営住宅の共用部分であるスロープや手すり等の設置状況を確認し、不具合等が発生していないか点検を行う。	建築住宅課
□	自動車改造助成事業	身体障害者の社会参加の促進及び、介護者の負担軽減のため、身体障害者が移動するための自動車の改造または購入に要する費用の一部助成を継続して実施する。	障害福祉課

□	住宅改造助成事業	障がい者が日常生活において支障がないように生活できるよう、必要に応じ、いきいき住宅改修を実施する。	障害福祉課
□	対面朗読	【再掲5ツ】 朗読ボランティアの協力により、活字での読書が困難な方に対して、毎月第1木曜日に対面朗読を実施する。	図書館

基本計画における今後のあり方

公民館や各種団体等に対し、障害について理解を深める学習や体験型の学習を積極的に取り入れ、地域社会で障がい者の社会的障壁を取り払うことができるよう働きかけます。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	障害に関する学習	障害者基幹相談支援センター主催で、地域住民や各団体、事業所等を対象に、障がいについて学習する講演会等を実施する。	障害福祉課
□	「手話で絵本の読み語り」の実施	障害福祉課と連携し、聴覚に障がいがある方でも参加していただけるよう、手話通訳付きのおはなし会を実施する。	図書館
□	「手話で本を読む」の実施	障害福祉課と連携し、聴覚に障がいがあり墨字本が読みにくい方へ、手話による対面朗読を実施する。	図書館

基本計画における今後のあり方

地域イベントで障がい者と交流する機会を拡大するよう働きかけます。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	市民活動支援事業	【再掲5テ】 高齢者見守りやサロン活動を含む地域づくりのための公益活動を自主的に行う団体の立ち上げを促進するため支援金を交付する。	市民協働課
□	障がい者・地域住民交流事業	内容、感染症対策等を見直した上で、三木山総合公園にて三木市障がい者ふれあいスポーツ大会及びみつきいホールにて障害者週間作品展示会を開催し、障がい者と地域住民等が交流する機会を設ける予定。	障害福祉課

③職場

基本計画における今後のあり方

障がい者がその適性と能力を多様な活動分野において最大限発揮できるよう、自立に必要な生活・技能習得等の指導・支援を行い、ジョブコーチの導入など就業の促進、機会の拡大を図ります。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	障がい者雇用に対する企業への啓発	【再掲6ウ】 障がい者雇用に関する資料を市内企業に配布し、啓発を行う。	商工振興課
□	自動車運転免許取得事業	身体障がい者の就労と行動範囲の拡大を図り、自立した生活を促進するため、身体障がい者が自動車運転免許を取得するのに要する費用の一部助成を実施する。	障害福祉課

■	障がい者の就労相談	就労支援員1名を設置。障がい者の就労に関する相談を受け、就職活動支援や職場定着支援、職場実習支援等を行う。 ・電話相談 月～金曜 午前9時～午後5時 ・面接相談 火・木曜 (要予約) 午前9時～午後5時	障害福祉課
---	-----------	--	-------

基本計画における今後のあり方

サ	障がい者の雇用に当たっては、障がい者一人一人の意向や特性などを踏まえ、適正な採用となるよう支援します。		
---	---	--	--

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	障がい者の就労相談	【再掲6コ】 就労支援員1名を設置。障がい者の就労に関する相談を受け、就職活動支援や職場定着支援、職場実習支援等を行う。 ・電話相談 月～金曜 午前9時～午後5時 ・面接相談 火・木曜 (要予約) 午前9時～午後5時	障害福祉課

基本計画における今後のあり方

シ	職場環境について障がい者も共に働けるよう合理的配慮の提供を指導します。		
---	-------------------------------------	--	--

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課

④障がい者が安全に安心して暮らせる環境づくり

基本計画における今後のあり方

ス	障がい者虐待は、障がい者の人権を著しく傷つける行為であるため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」に基づき、家庭内、施設内等での障がい者虐待を防止する施策を推進します。		
---	---	--	--

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	障害者虐待相談	障がい者虐待に関する相談・通報の第一窓口を基幹相談支援センターとし、専門的な知識を有する職員が迅速かつ適正な対応をし関係機関との連携を図る。 虐待について、障がい者施設だけでなく、支援をする家族等にも広報誌・パンフレットや講演会等で周知を図る。	障害福祉課

基本計画における今後のあり方

セ	障がい者の人権に配慮した自立支援を促進するため、生活困窮者支援対策の推進や成年後見制度、権利擁護制度の活用を図ります。		
---	---	--	--

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	成年後見制度利用支援事業	身寄りのない知的障がい者及び精神障がい者が成年後見制度を利用する場合、低所得者に対して申立て費用の助成を実施する。 複数の職員が対応できる体制。	障害福祉課

⑤ (相談体制の充実・強化)

基本計画における今後のあり方			
ソ	障がい者やその家族からの相談に対して、ライフステージに応じた相談者のニーズに的確に対応できるよう、相談窓口の充実を図ります。		

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	誰もが簡単に情報を得られる体制づくり	【再掲1ソ】 「広報みき」の点訳版・音訳版の発行、ホームページやラジオで情報を発信することにより、視覚に障がいがある方などにも市に関する情報を届ける。字幕や手話通訳などを取り込んだ、動画を活用した広報を行う。	秘書広報課
□	手話通訳相談	【再掲1タ】 手話通訳者2人設置 日時 月～金曜 午前8時30分～午後5時 会場 市役所3階 障害福祉課	障害福祉課
□	基幹相談支援事業	【再掲1タ】 障がい児・者の発達支援等に関する相談、障がい者やその家族に関する相談業務を実施する。 障害者基幹相談支援センターの設置 ・市役所3階 障害福祉課 月～金曜 午前8時30分～午後5時 ・吉川健康福祉センター 第1水・第3金曜 (要予約) 午後2時～4時 ・はばたきの丘 月～金曜 (要予約) 午前9時～午後5時	障害福祉課
□	要約筆記相談	【再掲1タ】 要約筆記者1人設置 日時 月・木・金曜 午前8時30分～午後5時 会場 市役所3階 障害福祉課	障害福祉課
■	障がい者の就労相談	【再掲6コ】 就労支援員1名を設置。障がい者の就労に関する相談を受け、就職活動支援や職場定着支援、職場実習支援等を行う。 ・電話相談 月～金曜 午前9時～午後5時 ・面接相談 火・木曜 (要予約) 午前9時～午後5時	障害福祉課
□	こころの相談	自殺防止対策として専門員1名を設置。幅広いこころの悩みの相談に対応する。電話相談 月～金 午前9時から午後5時。 9月の自殺予防週間と3月の自殺対策月間に合わせて、神戸電鉄各駅、大型店舗にて街頭キャンペーンを実施予定。 民生委員・児童委員を対象としたゲートキーパー養成のための中級程度の研修会を実施予定。	障害福祉課
□	障害を理由とする差別の相談	障害を理由とする「不当な差別的取扱い」、「合理的配慮の提供」に関する相談に対応する。	障害福祉課

基本計画における今後のあり方			
タ	関係機関との連携、相談体制の整備、職員の資質の向上を図るとともに、これらの制度を周知し、相談窓口の利用促進を図ります。		

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	基幹相談支援事業	【再掲1タ】 障がい児・者の発達支援に関する相談、障がい者やその家族に関する相談業務を実施する。 障害者基幹相談支援センターの設置 ・市役所3階 障害福祉課 月～金曜 午前8時30分～午後5時 ・吉川健康福祉センター 第1水・第3金曜(要予約) 午後2時～4時 ・はばたきの丘 月～金曜(要予約) 午前9時～午後5時	障害福祉課
■	障がい者の就労相談	【再掲6コ】 就労支援員1名を設置。障がい者の就労に関する相談を受け、就職活動支援や職場定着支援、職場実習支援等を行う。 ・電話相談 月～金曜 午前9時～午後5時 ・面接相談 火・木曜(要予約) 午前9時～午後5時	障害福祉課
■	障がい児支援の提供体制の整備事業	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場として、三木市(障害者・児)地域自立支援協議会、こども部会を設置する。 部会 年2回実施予定。	障害福祉課
■	専門機関との連携	【再掲4ヌ】 保健師、家庭相談員、臨床心理士、言語療法士、コーディネーターなど関係機関との連携、連絡を密にとる。	教育・保育課

基本計画における今後のあり方

チ	障がい者本人だけではなく、その家族も孤立しない状況をつくるとともに、支援制度や福祉サービスなどの必要な情報が届くよう家族の相談体制を充実します。
---	--

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	障がい児支援の提供体制の整備事業	【再掲6タ】 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場として、三木市(障害者・児)地域自立支援協議会、こども部会を設置する。 部会 年2回実施予定。	障害福祉課
■	専門機関との連携	【再掲4ヌ】 保健師、家庭相談員、臨床心理士、言語療法士、コーディネーターなど関係機関との連携、連絡を密にとる。	教育・保育課

基本計画における今後のあり方

ツ	必要に応じてホームヘルプサービス等の在宅サービスを提供するとともに、相談体制、情報提供の充実を図ります。
---	--

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	ふれあい収集	【再掲5ツ】 広報みきやホームページ等で制度の周知に努めるとともに、引き続きサービスの提供を行う。	環境課
□	粗大ごみ戸別収集	【再掲5ツ】 高齢化率の上昇に伴い年々対象世帯の増加が見込まれるため、引き続き対象者へサービスの提供を行う。	環境課

□	聴覚障がい者緊急通報ファクシミリの運用	聴覚障がい者からの緊急119番通報に迅速かつ的確に対応するためファクシミリによる受信体制の適正な運用と機器の保守管理に努める。	消防本部
■	NET119緊急通報体制整備事業	聴覚や発語に障がいのある方が、病気やケガ、事故や火事などの通報時スマートフォンなどからインターネットを利用して119番通報を行うことができる「NET119」を運用する。また、「NET119」の普及に努める。	消防本部
□	障害福祉サービス事業	【再掲6カ】 障害者総合支援法に基づき、円滑なサービス利用が出来るよう利用計画を作成し、居宅介護、短期入所、日中活動支援(生活介護等)、施設入所支援等を継続して実施する。	障害福祉課
□	聴覚障がい者緊急通報事業	市消防本部が実施する緊急通報事業(NET119)に対して、手話通訳者・要約筆記者を派遣する。 また、緊急通報事業の周知や手続きを支援する。	障害福祉課
□	身体障がい者福祉電話設置事業	難聴者及び外出困難な身体障害者に対して、電話機の貸与を実施する。(原則2級以上、障がい者のみの世帯、及びこれに準ずる世帯で所得税非課税世帯であること)	障害福祉課
□	コミュニケーション支援事業(手話通訳、要約筆記)	コロナ感染予防対策を徹底しながら聞こえに不自由な方の受診等や地域の講演・催し物に手話通訳者や要約筆記者を派遣し日常生活を支援する。	障害福祉課
■	訪問健康診査事業	在宅寝たきり者またはその介護者に対し、必要時に対応していく。	健康増進課
■	在宅歯科訪問指導事業	外出困難な40歳以上の方の自宅に歯科衛生士等が訪問し、指導・相談を行う。関係機関との連携を図りながら事業を実施する。	健康増進課

⑥センター機能の充実

基本計画における今後のあり方	
テ	障がい者本人や障がいのある子どもの保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営めるよう基幹相談支援センター等に専門的職員を配置し、地域の相談支援体制を強化するとともに、障がい者等とともに生活ができる地域づくりを推進します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	基幹相談支援事業	【再掲1タ】 障がい児・者の発達支援等に関する相談、障がい者やその家族に関する相談業務を実施する。 障害者基幹相談支援センターの設置 ・市役所3階 障害福祉課 月～金曜 午前8時30分～午後5時 ・吉川健康福祉センター 第1水・第3金曜(要予約) 午後2時～4時 ・はばたきの丘 月～金曜(要予約) 午前9時～午後5時	障害福祉課
□	手話言語条例に基づく手話普及・手話通訳者育成事業	手話施策推進方針で具体的な取り組みを定め、手話の普及や手話通訳者の育成に努める。 市民及び市内事業所、小・中・特別支援学校において手話啓発講座を実施し、手話や聴覚障害に対する理解を促進する。 条例のポスターを募集することで「三木市共に生きる手話言語条例」についての関心を高め、手話と聴覚障がいについての理解を深める。	障害福祉課

基本計画における今後のあり方	
ト	児童発達支援センターを整備し、地域の療育支援の中核施設として機能の充実を図るとともに、関係機関と連携し、地域療育を推進します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	児童発達支援センター推進事業	新型コロナウイルス等感染症予防対策を徹底したうえで、発達に支援が必要な児童や障害のある児童を対象に障害児支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援事業を継続実施する。	障害福祉課

人権尊重のまちづくりの展開

①地域における交流機会の促進

基本計画における今後のあり方	
ナ	イベント等の主催者が、障がい者団体などの参加・参画を促し、障がい者と地域住民が交流する機会を積極的に作ります。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	ふれあいスポーツデーの開催	例年、5月3日に日時を固定して開催していたが、今年度に関しては、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、一旦中止となった。 秋以降の状況を見ながら開催を再検討する。	文化・スポーツ課

基本計画における今後のあり方	
ニ	地域行事で積極的に障がい者との交流を持つとともに、障害の有無にかかわらず共に活動できるよう合理的配慮の提供を促進します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	三木市ふれあいサロン活動促進事業	【再掲4ミ】 地域で広く開かれ、見守りや共に支え合う集いの場を作り、高齢者、障がいのある方や児童及びその保護者並びに家に閉じこもりがちの方が地域でいきいきとした生活を送るためのサロン活動を支援する。	福祉課
□	三木市障がい者ふれあいスポーツ大会事業	障がい者ふれあいスポーツ大会を通じて、市民や地域ボランティア等との社会交流や理解の促進を行う。 大会内容、感染症対策等見直し、実施予定。	障害福祉課

②地域生活支援拠点等の整備

基本計画における今後のあり方	
ヌ	住民が歩いて行ける範囲に生活支援サービスの拠点を設けて、障がい者の特性やニーズに対応したサービスを充実させるための支援を行います。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課

③地域における人材育成・支援

基本計画における今後のあり方	
ネ	障がい者が地域で、安心して自分らしい生活を送れるよう、住民活動のコーディネーターの育成を支援します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課

④障がい者団体等の育成・支援

基本計画における今後のあり方	
ノ	まちづくりや人権などに関する市民グループや団体等に対して、運営を支援するとともに、情報を提供します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	市民活動支援事業	【再掲5テ】 高齢者見守りやサロン活動を含む地域づくりのための公益活動を自主的に行う団体の立ち上げを促進するため支援金を交付する。	市民協働課

⑤社会福祉専門職等の連携と支援

基本計画における今後のあり方	
ハ	各団体が主催する研修会に参加し、専門職としての知識を向上させるとともに、専門職等が連携して社会活動を行えるよう支援します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課

7 外国人の人権

人権教育・啓発の推進

①学校等

基本計画における今後のあり方	
ア	異なる文化、習慣、価値観等を持った幼児・児童生徒が互いを認め合い、自らのアイデンティティを保ちながら自己実現できるよう教育を充実させます。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	子ども多文化共生に向けた教育・啓発の推進	社会科、道徳科、総合的な学習の時間等において、多文化共生の視点を取り入れた学習を実施する。	学校教育課
□	子ども多文化共生に向けた教育・保育啓発の推進	日本語の理解に支援の必要な園児が円滑に教育・保育を受けられるよう、多文化共生サポーターの利用推進等の支援をする。また、国際理解の視点を取り入れた教育・保育に努める。	教育・保育課

基本計画における今後のあり方	
イ	日本語や母語の理解が不十分な外国人児童生徒等に対して、地域における日本語教育や母語教育、教科学習支援の一層の充実を図ります。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	子ども多文化共生に向けた教育・保育啓発の推進	【再掲7ア】 日本語の理解に支援の必要な園児が円滑に教育・保育を受けられるよう、多文化共生サポーターの利用推進等の支援をする。また、国際理解の視点を取り入れた教育・保育に努める。	教育・保育課

②職場

基本計画における今後のあり方	
ウ	職場において、日本語教室等への参加を促進するとともに、日本語研修や日本の文化・習慣に関する研修の実施に努めることを啓発します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	日本語教室の開催 日本語教師の派遣	外国人住民が地域社会の一員として生活し、労働や地域活動を通じて社会参画していくために、市内在住在勤外国人を対象にした日本語教室を開催し、学習支援を行う。 日本語教室を教育センターと自由が丘公民館、国際交流協プラザの3か所に拡大し、運営を三木市国際交流協会に委託。地域連携会議の立ち上げや地域コーディネーターを活用した現在の「日本語教室」の検証を行う。 「日本語教室」に技能実習生を参加させる市内事業所には、国際交流協会を通じ日本語教師の派遣なども紹介する。	市民協働課
■	外国人市民実態調査 (外国人雇用アンケート)	市内事業所の外国人雇用の実態や日本語学習支援など、日本語学習環境を含む生活状況等のアンケート調査を実施する。	市民協働課

人権行政・施策の推進

①学校等

基本計画における今後のあり方	
エ	外国人児童生徒等の保護者に、日本の義務教育制度の重要性について理解が得られるよう就学・修学の課程・手続等を含めた情報提供を行います。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	外国人児童生徒の受け入れ体制及び日本語指導の推進	日本語指導を必要とする外国人児童生徒に対して、県より指定を受けている先導的実践研究加配校（大学と連携した日本語指導者養成研究）、日本語指導支援推進校を中心に県教委から派遣された多文化共生サポーターと連携しながら日本語指導を実施する。そのことを通し、児童生徒の心の安定や保護者とのコミュニケーションの円滑化を図り、当該児童生徒の自己実現が図ることができるよう支援を行う。	学校教育課

基本計画における今後のあり方	
オ	外国人児童生徒等の入学後の学校生活・学習支援体制を整備します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	外国人児童生徒の受け入れ体制及び日本語指導の推進	【再掲7エ】 日本語指導を必要とする外国人児童生徒に対して、県より指定を受けている先導的実践研究加配校（大学と連携した日本語指導者養成研究）、日本語指導支援推進校を中心に県教委から派遣された多文化共生サポーターと連携しながら日本語指導を実施する。そのことを通し、児童生徒の心の安定や保護者とのコミュニケーションの円滑化を図り、当該児童生徒の自己実現が図ることができるよう支援を行う。	学校教育課
□	「外国人教育基本方針」の策定	策定予定の「多文化共生推進プラン」との整合を図り、外国人教育基本方針を作成する。	学校教育課 生涯学習課

②地域

基本計画における今後のあり方	
カ	地域での生活を円滑に営めるよう、外国人市民に対して地域における生活上のルール・習慣等の説明に努めます。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	外国人市民施策推進に関する実施計画	外国人住民を取り巻く「言葉の壁」や「制度の壁」を解消し、外国人住民が日本人住民と同じように暮らせるよう、保健・医療・福祉など多言語による情報提供を各担当課と連携を図り、外国人住民に関わる施策や課題などの情報共有を進める。	市民協働課

基本計画における今後のあり方	
キ	自治会等の地域住民組織の役割について、母国の習慣・慣習との違いについて説明するとともに、外国人市民の地域活動への参画促進を支援します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	地域への多文化共生意識啓発	学校や企業に対して、多文化共理解講座や生活情報の提供など、共生促進の働きかけを実施する。 外国人住民が地域で孤立することを防ぐため、三木市国際交流協会、自治会やまちづくり協議会等と連携し、外国人住民の地域活動への参加を呼びかける。	市民協働課

基本計画における今後のあり方	
ク	日本語の理解が不十分な外国人市民に対して、地域における日本語教育の一層の充実を図ります。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	日本語教室の開催 日本語教師の派遣	【再掲7ウ】 外国人住民が地域社会の一員として生活し、労働や地域活動を通じて社会参画していくために、市内在住在勤外国人を対象にした日本語教室を開催し、学習支援を行う。 日本語教室を教育センターと自由が丘公民館、国際交流協プラザの3か所に拡大し、運営を三木市国際交流協会に委託。地域連携会議の立ち上げや地域コーディネーターを活用した現在の「日本語教室」の検証を行う。 「日本語教室」に技能実習生を参加させる市内事業所には、国際交流協会を通じ日本語教師の派遣なども紹介する。	市民協働課

③職場

基本計画における今後のあり方	
ケ	外国人市民が能力を十分に発揮した就労生活を送れるよう必要な情報提供を行うほか、周囲の日本人従業員とともに、気軽に相談できる体制づくりを支援します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課

基本計画における今後のあり方	
コ	外国人市民の雇用にあたっては、法令を遵守し、適切な雇用環境で就労できるよう支援します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	外国人の適正雇用を企業に啓発	外国人の適正雇用に関する資料を市内企業に配布し、啓発を行う。	商工振興課

④外国人市民が安全に安心して暮らせる環境づくり

基本計画における今後のあり方			
サ	行政情報、生活情報の一層の周知を図ります。そのため、多言語化や漢字のルビふり、「やさしい日本語」等による多様な情報提供を行います。		

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	やさしい日本語表記版「利用案内」の作成と活用	ルビ付き「やさしい日本語」表記の図書館利用案内を作成し、外国人にもわかりやすく図書館の使い方を知らせる。	図書館
■	職員への多文化共生の意識啓発	多文化共生社会を実現するためには、組織や分野の枠組みを超えた協働と連携が必要である。 多文化共生社会の理解を深めるため、「やさしい日本語」の必要性と理解の普及を図り、職員を対象に研修を行う。 【1共通課題ナ】と同一の内容	市民協働課
■	住民票異動申請窓口での生活ガイドブックの配布及び外国人を対象としたイベント情報等の提供	引き続き、生活ガイドブック、観光ロードマップなどの配布及び外国人を対象としたイベント情報等の提供を行うとともに、住民票異動申請時において外国人にも理解しやすい簡単な言葉で伝える「やさしい日本語」での窓口対応を推進する。	市民課
■	外国人応急手当講習会の開催	国際交流協会と連携し、応急手当講習会を実施する。 心肺蘇生法と訓練用通報装置（救急現場の画像が映し出される）を使用した通報訓練を実施する。	消防本部
■	救急多国籍言語マニュアル本、救急ボイストラ（多言語音声翻訳アプリ）の活用	消防署の全救急車に配備している「外国人対応マニュアル16か国」を活用する。 救急車に配備のタブレットにインストールしている多言語音声翻訳アプリ（救急ボイストラ）を活用する。	消防本部
■	生活情報の多言語発信・多文化デザイン	生活情報誌やホームページ等を活用した多言語での情報発信を推進する。 担当課と連携を図りながら、公文書や案内等をやさしい日本語や多言語で情報提供を行い、行政サービスを円滑に提供できる環境整備を行う。	市民協働課
■	庁内案内表示の外国人対応（ルビ）	組織改正に応じ、庁内案内表示を更新する。	財政課
■	総合案内の外国人対応	・組織改正に応じ、庁内パンフレットを更新する。 ・簡単な日本語を使用する。 ・市民協働課 多文化共生係と連携し対応する。 ・総合案内に音声自動翻訳機の導入を検討する。	財政課
◎	三者間同時通訳の活用	外国人からの119番通報や外国人のいる救急現場での活動時等において、迅速かつ的確に対応するため、電話通訳センターを介して、24時間365日主要な言語（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語等）で対応する。	消防本部

基本計画における今後のあり方	
シ	国際交流協会、NPO団体等と連携し、外国人市民が地域で孤立しないよう支援します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	多文化共生推進プランの策定	多文化共生については、「三木市総合計画」が指針となっている。 今後の環境の変化などを見据えて、国、県や他市の状況を注視するとともに、多文化共生推進プランの目的や必要性を整理し、本市の多文化共生の目指す姿を明確にする。	市民協働課
■	外国人市民実態調査(外国人雇用アンケート)	【再掲7ウ】 市内事業所の外国人雇用の実態や日本語学習支援など、日本語学習環境を含む生活状況等のアンケート調査を実施する。	市民協働課
□	外国人児童の居場所づくり	三木市国際交流協会と連携し、夏休みを利用したボランティアによる宿題支援を行う。	市民協働課

基本計画における今後のあり方	
ス	外国人市民が健康保険等の社会保険を適切に活用できるよう、外国人市民に対して、多言語による社会保障制度について周知を図ります。また、外国語対応可能な医療通訳制度を充実させるよう働きかけます。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課

基本計画における今後のあり方	
セ	地域防災計画に外国人市民に係る対策について定め、計画に基づく支援を行います。また、災害時の連絡網、情報伝達、安否確認や支援活動に係る体制を整備します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課

⑤相談体制の整備

基本計画における今後のあり方	
ソ	多様化、複雑化、専門化した相談に対応するため、関係機関と連携するとともに、多文化共生コーディネーター等専門の機関(部署)の設置を検討します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	職員への多文化共生の意識啓発	多文化共生社会を実現するためには、組織や分野の枠組みを超えた協働と連携が必要である。 多文化共生社会の理解を深めるため、「やさしい日本語」の必要性と理解の普及を図り、職員を対象に研修を行う。 【1共通課題ナ】と同一の内容	市民協働課
□	多文化共生事業充実のための専門職員の活用	職員研修の講師依頼など、総務省の「多文化共生アドバイザー」、自治体国際化協会(クレア)の「地域国際化推進アドバイザー」をはじめ、専門職員を活用する。	市民協働課

基本計画における今後のあり方	
タ	外国人市民に対する差別や人権侵害に関する相談・支援等の一般的な救済体制を整備・充実し、迅速・柔軟な対応ができるように努めます。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	職員への多文化共生の意識啓発	多文化共生社会を実現するためには、組織や分野の枠組みを超えた協働と連携が必要である。 多文化共生社会の理解を深めるため、「やさしい日本語」の必要性と理解の普及を図り、職員を対象に研修を行う。 【1共通課題ナ】と同一の内容	市民協働課

基本計画における今後のあり方	
チ	外国人市民に対する相談窓口を開設し、気軽に相談できる体制を構築します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	外国人のための生活相談	多様な問題を扱い、それぞれの問題を解決に導くための実務について、相談員のスキルアップを図る。 「国際交流プラザ」、「外国人住民相談窓口」の周知を図り、外国人住民の相談ニーズに応えるため、各種行政手続、日常生活や在留資格などに関する一元的相談窓口の充実を図る。 国際交流協会と役割分担や連携強化を図る上で、個人の問題を解決する場所だけではなく、地域社会の問題を解決する場所という認識を共有する。外国人住民と地域社会・制度を繋ぐ仕組みづくりを考える。	市民協働課

■	職員への多文化共生の意識啓発	多文化共生社会を実現するためには、組織や分野の枠組みを超えた協働と連携が必要である。 多文化共生社会の理解を深めるため、「やさしい日本語」の必要性と理解の普及を図り、職員を対象に研修を行う。 【1共通課題ナ】と同一の内容	市民協働課
■	外国語版母子健康手帳(9ヶ国)	現在9ヶ国語の母子健康手帳を窓口を用意している。外国人妊婦の言語に応じ、対応する手帳を交付する。 今年度より導入の母子健康手帳アプリの対応言語は12言語あるため、より多くの外国籍妊婦に対しより多くの情報提供ができるよう妊娠届出を機会に周知を図る。	健康増進課

基本計画における今後のあり方

ツ	国際交流協会や関係機関・部署と連携し、外国人市民の相談体制を充実させます。
---	---------------------------------------

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	外国人のための生活相談	【再掲7チ】 多様な問題を扱い、それぞれの問題を解決に導くための実務について、相談員のスキルアップを図る。 「国際交流プラザ」、「外国人住民相談窓口」の周知を図り、外国人住民の相談ニーズに応えるため、各種行政手続、日常生活や在留資格などに関する一元的相談窓口の充実を図る。 国際交流協会と役割分担や連携強化を図る上で、個人の問題を解決する場所だけではなく、地域社会の問題を解決する場所という認識を共有する。外国人住民と地域社会・制度を繋ぐ仕組みづくりを考える。	市民協働課
■	職員への多文化共生の意識啓発	多文化共生社会を実現するためには、組織や分野の枠組みを超えた協働と連携が必要である。 多文化共生社会の理解を深めるため、「やさしい日本語」の必要性と理解の普及を図り、職員を対象に研修を行う。 【1共通課題ナ】と同一の内容	市民協働課

◎国際交流協会機能の充実と連携

基本計画における今後のあり方	
テ	公共施設及び民間の施設において外国語表示、情報提供コーナー、相談窓口の設置、各種生活支援の対応について、さらに工夫・改善を加えて実施します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	職員への多文化共生の意識啓発	多文化共生社会を実現するためには、組織や分野の枠組みを超えた協働と連携が必要である。 多文化共生社会の理解を深めるため、「やさしい日本語」の必要性と理解の普及を図り、職員を対象に研修を行う。 【1共通課題ナ】と同一の内容	市民協働課
■	外国人のための生活相談	【再掲7チ】 多様な問題を扱い、それぞれの問題を解決に導くための実務について、相談員のスキルアップを図る。 「国際交流プラザ」、「外国人住民相談窓口」の周知を図り、外国人住民の相談ニーズに応えるため、各種行政手続、日常生活や在留資格などに関する一元的相談窓口の充実を図る。 国際交流協会と役割分担や連携強化を図る上で、個人の問題を解決する場所だけではなく、地域社会の問題を解決する場所という認識を共有する。外国人住民と地域社会・制度を繋ぐ仕組みづくりを考える。	市民協働課
■	生活情報の多言語発信・多文化デザイン	【再掲7サ】 生活情報誌やホームページ等を活用した多言語での情報発信を推進する。 担当課と連携を図りながら、公文書や案内等をやさしい日本語や多言語で情報提供を行い、行政サービスを円滑に提供できる環境整備を行う。	市民協働課

基本計画における今後のあり方	
ト	国際交流協会と協力・連携し、国際交流事業の一層の促進に取り組むとともに、外国人市民相互や日本人市民との交流を支援します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	多文化共生推進イベントの実施	三木市国際交流協会と連携し、コロナ禍においても実施できるイベントを検討する。	市民協働課
■	姉妹都市交流事業	新型コロナウイルス感染症に関する渡航自粛の要請を受け、昨年より延期しているオーストラリア・フェデレーション市訪問団の派遣は、新型コロナウイルス感染症が終息し、本来の生活に戻ってから再開する。 今後も姉妹都市交流を通して、市民の国際感覚の育成と国際交流の推進を図ると共に、市民への多文化理解の場を提供するため、新たな取組も含め検討する。	市民協働課

■	外国人市民を含む市民の国際交流を促進	三木市国際交流協会と連携し、コロナ禍においても実施できるイベントを検討する。	市民協働課
■	三木市ユネスコ協会	三木市ユネスコ協会の活動を支援し、国際理解を深め、人間性豊かな人づくりを支援する。	生涯学習課

人権尊重のまちづくりの展開

①外国人市民のサポート・ボランティアの育成等

基本計画における今後のあり方			
ナ	外国人市民との円滑な交流を促進するため、通訳翻訳、生活アドバイス、健康相談、学習支援などに関するサポート・ボランティアを育成します。		

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	外国人住民のサポートボランティアの育成と活用	「多文化共生社会の基盤づくり事業」の中で、地域の日本語学習の担い手となる日本語ボランティアを育成する。 外国人住民の日本語学習支援に関する知識を得て、多文化共生社会の担い手として活躍できるよう調整する。	市民協働課

②外国人市民の地域づくりへの参画

基本計画における今後のあり方			
ニ	地域の行事に、日本人市民と外国人市民の双方が積極的に参加し、交流が広まる取組を支援します。		

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	外国人市民の社会参加による地域活性化	「日本語教室」を活用し、生活等に必要な日本語学習の他、文化・習慣等を学ぶ機会の充実を図り、社会参画に繋げる。 三木市国際交流協会が行う市民間の様々な交流事業への支援を行う。 地域イベントなどへの積極的な参加を呼びかけ、地域での国際交流を促進する。	市民協働課

基本計画における今後のあり方			
ヌ	外国人コミュニティ等の活動拠点づくりを支援します。外国人市民同士のネットワークづくりを促進し、外国人市民の意見を地域づくりに反映する仕組みの構築を検討します。		

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	外国人市民代表者会議等の設置	他市の取組について調査する。	市民協働課

③多文化共生に取り組むリーダーの育成

基本計画における今後のあり方	
ネ	外国人市民を支援する支援団体やボランティア等を育成するとともに、日本語教室のリーダー等多文化共生の担い手となる人材を発掘、育成します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
■	外国人住民のサポートボランティアの育成と活用	【再掲7ナ】 「多文化共生社会の基盤づくり事業」の中で、地域の日本語学習の担い手となる日本語ボランティアを育成する。 外国人住民の日本語学習支援に関する知識を得て、多文化共生社会の担い手として活躍できるよう調整する。	市民協働課

8 その他の人権課題

①HIV感染者、ハンセン病回復者、特定疾患の人の人権

基本計画における今後のあり方	
ア	HIV感染者、ハンセン病回復者や特定疾患の人が、周囲の人々の誤った知識や偏見等により、学校や職場、医療現場などで差別やプライバシー侵害などを受ける問題が起きています。これらの人々の人権を守るために、病気に対する正しい知識と理解が得られるよう教育・啓発を進めます。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	各種人権研修の開催	【再掲1ナ】 人権フォーラムなど各種人権研修を開催するに当たって、さまざまな人権課題をテーマに取り上げることにより、現在存在している多くの人権課題について広く周知を図る。また、動画配信等により仕事等で人権研修に参加するのがむずかしい方にも啓発の機会を創出する。	人権推進課

②生活困難者の人権

基本計画における今後のあり方	
イ	産業構造の変化や日本型雇用慣行の転換、昨今の雇用環境の変化の中で、セーフティネットでは救われず、失業で収入を得られない、住宅を失う、働いても最低限度の生活を営む所得(生活保護水準)が得られないといった、生活困難に直面する人が増えています。このような生活困難者への偏見をなくすとともに、雇用施策と福祉施策を連携させながら生活困難者の自立に向けた支援を行います。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	各種人権研修の開催	【再掲1ナ】 人権フォーラムなど各種人権研修を開催するに当たって、さまざまな人権課題をテーマに取り上げることにより、現在存在している多くの人権課題について広く周知を図る。また、動画配信等により仕事等で人権研修に参加するのがむずかしい方にも啓発の機会を創出する。	人権推進課

③犯罪被害者等の人権

基本計画における今後のあり方	
ウ	事件による直接被害に加え、捜査・公判での精神的不安や過剰報道、インターネット上の書き込み等によるプライバシーの侵害などの二次的被害が生じていることから、被害者等の人権に配慮することの重要性を啓発するとともに被害者等の相談等支援を行います。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	各種人権研修の開催	【再掲1ナ】 人権フォーラムなど各種人権研修を開催するに当たって、さまざまな人権課題をテーマに取り上げることにより、現在存在している多くの人権課題について広く周知を図る。また、動画配信等により仕事等で人権研修に参加するのがむずかしい方にも啓発の機会を創出する。	人権推進課

④LGBT等性的少数者の人権

基本計画における今後のあり方	
エ	LGBT等性的少数者がいじめや差別を受けたり、日常生活に困難を抱えたりすることなく自分らしく生きていくことができるよう、相談体制を整えるとともに合理的配慮に努めます。また、学校、地域、企業等でLGBTについての教育・啓発を推進します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	各種人権研修の開催	【再掲1ナ】 人権フォーラムなど各種人権研修を開催するに当たって、さまざまな人権課題をテーマに取り上げることにより、現在存在している多くの人権課題について広く周知を図る。また、動画配信等により仕事等で人権研修に参加するのがむずかしい方にも啓発の機会を創出する。	人権推進課
◎	性的マイノリティに関する周知啓発	性的マイノリティに関する市民の理解を深めるとともにアンケート調査等を実施し市民意識の把握に努める。	人権推進課

⑤被災された人たちの人権

基本計画における今後のあり方	
オ	東日本大震災等で被災された人たちが風評によるいじめや差別を受けることのないよう、相談等による支援を行うとともに誰もが共に暮らせるやさしいまちづくりに向けた取組を推進します。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	各種人権研修の開催	【再掲1ナ】 人権フォーラムなど各種人権研修を開催するに当たって、さまざまな人権課題をテーマに取り上げることにより、現在存在している多くの人権課題について広く周知を図る。また、動画配信等により仕事等で人権研修に参加するのがむずかしい方にも啓発の機会を創出する。	人権推進課

⑥その他の人権課題

基本計画における今後のあり方	
カ	このほか、アイヌの人々への偏見や差別をはじめ、刑を終えて出所した人たち、ハラスメント、若年性認知症などさまざまな人権にかかる課題が多くあります。これらの解決に向けて、教育・啓発に努めます。

区分	事業名	令和3年度実施計画	施策担当課
□	各種人権研修の開催	【再掲1ナ】 人権フォーラムなど各種人権研修を開催するに当たって、さまざまな人権課題をテーマに取り上げることにより、現在存在している多くの人権課題について広く周知を図る。また、動画配信等により仕事等で人権研修に参加するのがむずかしい方にも啓発の機会を創出する。	人権推進課